

商工大臣必要ありと認むるときは配給計画の變更を命ずることあるべし

別表甲號又は乙號に掲ぐる株式會社又は團體第三條又は前條の規定に依り販賣指圖書を交付せんとするときは商工大臣の承認を受けたる配給計畫に從ふべし

第六條 別表甲號又は乙號に掲ぐる株式會社又は團體販賣指圖書を交付したときは運送なく左に掲ぐる事項を販賣指圖書に記載したる販賣先に通知すべし

一 割當を爲したる石炭の種類別數量  
二 販賣先に於ける用途  
三 引渡の時期

四 販賣指圖書の交付先  
第七條 常時月額八百五十噸以上の石炭を使用する者（組合員の使用に供する爲常時月額八百五十噸以上の石炭の共同購入を爲す法人たる組合を含む以下同じ）は商工大臣の許可を受くるに非ざれば石炭を購入（本則施行前に爲したる契約に依る受入を含む以下同じ）することを得ず但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず

一 船舶用品たる石炭を購入するとき  
二 天災事變其の他已むを得ざる事由あり

たるに因り許可を受くること能はざると

用する者前條の許可を受けるときは四月一日より九月三十日に至る期間に購入する石炭に付ては一月三十一日迄に十月一日より翌年三月三十日に至る期間に購入する石炭に付ては七月三十一日迄に許可申請書を商工大臣に提出すべし

第八條 常時月額八百五十噸以上の石炭を使用する者前條の許可を受けるときは四月一日より九月三十日に至る期間に購入する石炭に付ては一月三十一日迄に十月一日より翌年三月三十日に至る期間に購入する石炭に付ては七月三十一日迄に許可申請書を商工大臣に提出すべし

第九條 第七條の許可を受けたる者前條第一項第一號及第二號に掲ぐる事項を變更せんとするときは其の事由を具し商工大臣の許可を受くべし

第十條 常時月額八百五十噸以上の石炭を使用する者は第七條の許可を受けて購入した

四 購入先の氏名及住所  
五 前回許可を受けたる石炭の購入数量及用途別、銘柄別及場所別販賣數量

六 銘柄別及場所別販賣數量  
第七條の許可を受けたる者前條第一項第一號及第二號に掲ぐる事項を變更せんとするときは其の事由を具し商工大臣の許可を受くべし

第八條 第七條の許可を受けたる者前條第一項第一號及第二號に掲ぐる事項を變更せんとするときは其の事由を具し商工大臣の許可を受くべし

第九條 第七條の許可を受けたる者前條第一項第一號及第二號に掲ぐる事項を變更せんとするときは其の事由を具し商工大臣の許可を受くべし

第十條 常時月額八百五十噸以上の石炭を使用する者は常時月額八百五十噸以上の石炭を購入する者の帳簿其の他の機食を爲さしむることあるべし

第十一條 商工大臣必要ありと認むるときは當該官吏をして別表中號右は乙號に掲ぐる株式會社右は團體、石炭の生産業者右は販賣業者又は常時月額八百五十噸以上の石炭を使用する者の帳簿其の他の機食を爲さしむることあるべし

第十二條 商工大臣必要ありと認むるときは當該官吏をして別表中號右は乙號に掲ぐる株式會社右は團體、石炭の生産業者右は販賣業者又は常時月額八百五十噸以上の石炭を使用する者の帳簿其の他の機食を爲さしむることあるべし

第十三條 商工大臣必要ありと認むるときは當該官吏をして別表中號右は乙號に掲ぐる株式會社右は團體、石炭の生産業者右は販賣業者又は常時月額八百五十噸以上の石炭を使用する者の帳簿其の他の機食を爲さしむることあるべし

第十四條 別表甲號又は乙號に掲ぐる株式會社又は團體の株主又は團體員たる石炭の生産業者又は販賣業者は毎月十日迄に前月中に引渡を爲したる石炭の引渡先別及銘柄別數量及價額並に引渡の年月日を其の株主たる株式會社又は所屬する團體に報告すべし

第十五條 別表甲號又は乙號に掲ぐる株式會社又は團體の株主又は團體員たる石炭の生産業者又は販賣業者は毎月十日迄に前月中に引渡を爲したる石炭の引渡先別及銘柄別數量及價額並に引渡の年月日を其の株主たる株式會社又は所屬する團體に報告すべし

第十六條 別表甲號又は乙號に掲ぐる株式會社又は團體の株主又は團體員たる石炭の生産業者又は販賣業者は毎月十日迄に前月中に引渡を爲したる石炭の引渡先別及銘柄別數量及價額並に引渡の年月日を其の株主たる株式會社又は所屬する團體に報告すべし

## 石油配給統制規則

（昭和十四年九月二十三日）

（商工省令第五十六號）

第一條 本則に於て石油とは礦物性の揮發油

燃油、輕油、重油及商工大臣の指定したる礦物性の機械油を謂ふ

第一條 石油精製業者、石油輸入業者又は人造石油精製業者は商工大臣の指定したる會社（以下統制會社と稱す）以外の者に石油を販賣（本則施行前に爲したる契約に依る引渡しを含む以下同じ）することを得ず但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

四條 統制會社は商工大臣の指定したる石油の販賣業者（以下指定販賣業者と稱す）以外の者に石油を販賣することを得ず但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第五條 統制會社又は指定販賣業者は毎月の石油の配給計畫を定め豫め統制會社に在りては商工大臣、指定販賣業者に在りては地方長官の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

統制會社又は指定販賣業者前項の規定により石油の配給計畫の承認を受けんとするときは申請書を統制會社に在りては前月十日迄に商工大臣に、指定販賣業者に在りては前月二十日迄に地方長官に提出すべし

第六條 統制會社又は指定販賣業者は帳簿を備へ左に掲ぐる事項を記載すべし

一 購入したる石油の種類別數量、價格及購入の年月日並に其の賣渡人の氏名及住所

二 販賣したる石油の種類別數量、價格及

販賣の年月日並に其の買受人の氏名名稱及住所

三 使用したる石油の種類別數量、用途及使用の年月日

統制會社は前項の帳簿に前項各號に掲ぐる事項の外左に掲ぐる事項を記載すべし

一 輸出したる石油の種類別數量、價格、輸出先及輸出の年月日

二 移出先及移出の年月日

三 移入したる石油の種類別數量、價格、移入先及移入の年月日

四 移入したる石油の種類別數量、價格、移入先及移入の年月日

五 移入したる石油の種類別數量、價格、移入先及移入の年月日

六 移入したる石油の種類別數量、價格、移入先及移入の年月日

七 統制會社又は指定販賣業者は毎月十日迄に左に掲ぐる事項を記載したる報告書を統制會社に在りては商工大臣に、指定販賣業者に在りては地方長官に提出すべし

八 前月中に購入したる石油の種類別數量

九 前月中に購入したる石油の種類別數量

十 前月中に購入したる石油の種類別數量

十一 前月中に購入したる石油の種類別數量

十二 前月中に購入したる石油の種類別數量

十三 前月中に購入したる石油の種類別數量

十四 前月中に購入したる石油の種類別數量

十五 前月中に購入したる石油の種類別數量

十六 前月中に購入したる石油の種類別數量

十七 前月中に購入したる石油の種類別數量

十八 前月中に購入したる石油の種類別數量

十九 前月中に購入したる石油の種類別數量

二十 前月中に購入したる石油の種類別數量

二十一 前月中に購入したる石油の種類別數量

二十二 前月中に購入したる石油の種類別數量

二十三 前月中に購入したる石油の種類別數量

二十四 前月中に購入したる石油の種類別數量

二十五 前月中に購入したる石油の種類別數量

二十六 前月中に購入したる石油の種類別數量

二十七 前月中に購入したる石油の種類別數量

二十八 前月中に購入したる石油の種類別數量

二十九 前月中に購入したる石油の種類別數量

三十 前月中に購入したる石油の種類別數量

## 化學工業關係

### 臨時肥料配給統制法

(昭和十二年九月九日)

第一條 政府は支那事變に關聯し肥料の

需給の圓滑及價格の公正を圖る爲特に必要ありと認むるときは勅令の定むる

所に依り政府の適當と認むる者に對し肥料の配給統制上必要な事業を行ふ

前項の事業を行ふ者は監督其の他に關

するときは肥料製造事業者又は其の組

織する法人に對し命令の定むる所に依

り其の製造又は取扱に係る肥料を第一

項の事業を行ふ者に賣渡すべきことを命ずることを得

第二條 政府は支那事變に關聯し肥料の

## 化學工業關係

### 化學工業關係

### 臨時肥料配給統制法

(昭和十二年九月九日)

第一條 政府は支那事變に關聯し肥料の

需給の圓滑及價格の公正を圖る爲特に必要ありと認むるときは前條に定むる

所に依り政府の適當と認むるときは勅令の定むる

所に依り政令を以て之を定む

前項の事業を行ふ者に對し命令を得

するときは肥料製造事業者又は其の組

織する法人に對し命令の定むる所に依

り其の製造又は取扱に係る肥料を第一

項の事業を行ふ者に賣渡すべきことを命ずることを得

第二條 政府は支那事變に關聯し肥料の

## 化學工業關係

る事項の外左に掲ぐる事項を記載すべし

一 前月中に輸出したる石油の種類別數量

二 前月中に移出先及移出の年月日

三 前月中に移入したる石油の種類別數量

四 價格、移入先及移入の年月日

五 價格、移出先及移出の年月日

六 價格、移入先及移入の年月日

七 價格、移入先及移入の年月日

八 價格、移入先及移入の年月日

九 價格、移入先及移入の年月日

十 價格、移入先及移入の年月日

十一 價格、移入先及移入の年月日

十二 價格、移入先及移入の年月日

十三 價格、移入先及移入の年月日

十四 價格、移入先及移入の年月日

十五 價格、移入先及移入の年月日

十六 價格、移入先及移入の年月日

十七 價格、移入先及移入の年月日

十八 價格、移入先及移入の年月日

十九 價格、移入先及移入の年月日

二十 價格、移入先及移入の年月日

二十一 價格、移入先及移入の年月日

二十二 價格、移入先及移入の年月日

二十三 價格、移入先及移入の年月日

二十四 價格、移入先及移入の年月日

二十五 價格、移入先及移入の年月日

二十六 價格、移入先及移入の年月日

二十七 價格、移入先及移入の年月日

二十八 價格、移入先及移入の年月日

二十九 價格、移入先及移入の年月日

三十 價格、移入先及移入の年月日

附 則

本則は公布の日より之を施行す

本則施行の際現に石油精製業、石油輸入業又は人造石油製造を營む者は昭和十四年九月三十日迄は第二條及第三條の規定に拘らす石油の販賣、輸出、移出又は移入を爲すことを得ず

三十日迄に爲したる契約に係る引渡は同年十月一日以後之を爲すことを得ず

統制會社は昭和十四年十月三十一日迄は第四條の規定に拘らす石油を販賣することを得ず

得但し本則施行後昭和十四年十月三十一日迄に爲したる契約に依る引渡は同年十一月一日以後之を爲すことを得ず

(昭和十四年九月二十八日)  
商工省告示第二五八號

石油共販株式會社

石油配給統制規則第一

條の規定に依り機械油

指定の件

(昭和十四年九月二十六日)  
商工省告示第二五三號

石油配給統制規則第一

條の規定に依り機械油

指定の件

(昭和十四年九月二十八日)  
商工省告示第二五八號

石油共販株式會社

石油配給統制規則第一

條の規定に依り機械油

指定の件

(昭和十四年九月二十六日)  
商工省告示第二五三號

石油配給統制規則第一

條の規定に依り機械油

指定の件

(昭和十四年九月二十八日)  
商工省告示第二五八號

石油共販株式會社

石油配給統制規則第一

條の規定に依り機械油

指定の件

(昭和十四年九月二十八日)  
商工省告示第二五三號

石油共販株式會社

石油配給統制規則第一

條の規定に依り機械油

指定の件

(昭和十四年九月二十八日)  
商工省告示第二五八號

石油共販株式會社

石油配給統制規則第一

條の規定に依り機械油

指定の件

(昭和十四年九月二十八日)  
商工省告示第二五三號

石油共販株式會社

第二條 臨時肥料配給統制法第一條第一項の規定に依る命令は肥料に關する業務を主たる目的とする株式會社にして農林大臣及商工大臣の適當と認むるものに對して之を爲す

第三條 臨時肥料配給統制法第一條第一項の規定に依り命ずることを得べき事業左の如し

一 肥料製造業者又は其の組織する法人より其の製造又は取扱に係る肥料の買入

二 肥料の販賣

三 肥料の輸出、輸入、移出又は移入

四 其の他農林大臣及商工大臣肥料の配給統制上必要と認むる事業

第五條 會社は其の命ぜられたる事業に付命令の定むる所に依り業務規程を定め農林大臣及商工大臣の認可を受くべし

第六條 臨時肥料配給統制法第一條第一項の規定に依る命令を受けたる株式會社（以下單に會社と稱す）其の命ぜられたる事業以外の事業を行はんとするときは農林大臣及商工大臣の許可を受くべし

第七條 會社は其の命ぜられたる事業に付命令の定むる所に依り業務規程を定め農林大臣及商工大臣の認可を受くべし

第八條 會社は其の命ぜられたる事業に付命令の定むる所に依り事業計畫を定め農林大臣及商工大臣の認可を受くべし

第九條 會社の取締役及監査役の選任及解任、定款の變更、利益金の處分、合併並に解散の決議は農林大臣及商工大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第十條 農林大臣及商工大臣は會社に對

ときは業務規程の變更を命することを得

第六條 會社は農林大臣及商工大臣の許可を受くるに非ざれば肥料の販賣、輸出、輸入、移出又は移入に關し統制協定を爲すことを得す

第七條 會社は農林大臣及商工大臣の許可を受くるに非ざれば肥料の販賣、輸出、輸入、移出又は移入に關し統制協定を爲すことを得す

第八條 會社は其の命ぜられたる事業に付命令の定むる所に依り事業計畫を定め農林大臣及商工大臣の認可を受くべし

第九條 會社の取締役及監査役の選任及解任、定款の變更、利益金の處分、合併並に解散の決議は農林大臣及商工大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第十條 農林大臣及商工大臣は會社に對

し其の命ぜられたる事業の業務及財産の狀況に關し報告を命じ又は検査を爲すことを得

農林大臣及商工大臣は會社に對し其の命ぜられたる事業の業務及會計に關し監督上必要な命令を發し又は處分を爲すことを得

第十一條 農林大臣及商工大臣は會社の決議法令若は定款に違反し又は公益を害し若は害するの虞ありと認むるときは之を解任することを得

農林大臣及商工大臣は會社の取締役又は監査役の行爲法令、定款若は業務規程に違反し又は公益を害し若は害するの虞ありと認むるときは之を取消すことを得

農林大臣及商工大臣は會社の取締役又は監査役農林大臣及商工大臣の爲したる命令に違反したるとき亦同じ

農林大臣及商工大臣必要ありと認むるときは事業計畫の變更を命することを得

附 則 本令は臨時肥料配給統制法施行の日より之を施行す

取締役又は監査役農林大臣及商工大臣の爲したる命令に違反したるとき亦同じ

農林大臣及商工大臣必要ありと認むるときは之を解任することを得

農林大臣及商工大臣必要ありと認むるときは之を取消すことを得

農林大臣及商工大臣必要ありと認むるときは事業計畫の變更を命することを得

農林大臣及商工大臣必要ありと認むるときは之を解任することを得

農林大臣及商工大臣必要ありと認むるときは之を取消すことを得

農林大臣及商工大臣必要ありと認むるときは事業計畫の變更を命することを得

農林大臣及商工大臣必要ありと認むるときは之を解任することを得

農林大臣及商工大臣必要ありと認むるときは之を取消すことを得

農林大臣及商工大臣必要ありと認むるときは事業計畫の變更を命することを得

農林大臣及商工大臣必要ありと認むるときは之を解任することを得

農林大臣及商工大臣必要ありと認むるときは之を取消すことを得

第十二條 硫酸アンモニア製造業者は毎年六月三十日迄に其の年八月一日より翌年七月三十一日に至る期間の月別製造豫定數量を農林大臣及商工大臣に報告すべし。

第十三條 臨時肥料配給統制法施行令又は本則の規定に依り農林大臣及商工大臣に提出する書類は二通を作成し農林省及商工省に各一通を提出すべし。

附 則 本則は臨時肥料配給統制法施行の日より之を施行す。

## 硫酸アンモニア増産及配給統制法

(昭和十三年四月二日)  
法律第七十號)

第一條 政府の認可を受け本法施行後五年以内に於て政府の指定する期間内に命令の定むる硫酸アンモニア製造設備の新設又は増設を爲したる硫酸アンモニア製造業者には命令の定むる所により設備完成の年及其の翌年より五年間

政府は硫酸アンモニア製造業者の行ふ硫酸アンモニア製造事業に依り硫酸アンモニアの供給を確保すること困難なりと認むるときは日本硫安株式會社に對し硫酸アンモニア製造設備の新設、増設又は改良を命ずることを得

前項の補償を伴ふべき命令は之に依り要すべき補償金の總額が帝國議會の協賛を経たる金額を超える範圍内に於て之を爲すことを要す。

第十條 硫酸アンモニア製造業者及命令を以て定むる硫酸アンモニアの取扱を爲す者は命令の定むる所に依り其の製造又は取扱に係る硫酸アンモニアを日本硫安株式會社に賣渡すべし。

第十一條 政府は硫酸アンモニアの又は前條に規定する硫酸アンモニアの

其の設備を以て營む硫酸アンモニア製造業に付所得税及營業収益税を免除す。前項の硫酸アンモニア製造業者其の設備完成前其の設備の一部を以て硫酸アンモニア製造業を營む場合に於ても其の事業に付所得税及營業収益税を免除す。但し前項の規定に依る期間内に設備を完成せざることは此の限に在らず。第二條 北海道、府縣及市町村其の他之に準ずべきものは前條の規定に依り所得税及營業収益税を免除せられたる硫酸アンモニア製造業者には其の免除せられたる事業に對し地方稅を課すことを得ず。但し特別の事情に基き政府の認可を受けたる場合は此の限に在らず。第三條 硫酸アンモニア製造業を繼續する者又は其の事業を繼續するものと認められる者は前事業者が本法に依る所得税及營業収益税免除期間内に在るべき事實ある者は前事業者が本法に依る所得税及營業収益税免除期間内に在るべき事実を承繼す。

第四條 第一條第一項に規定する硫酸アンモニア製造業の爲必要的器具又は機械を政府の認可を受け輸入するときは本法施行の日より五年間勅令の定むる所に依り輸入税を免除す。

第五條 第一條第一項に規定する硫酸ア

ンモニア製造業は土地收用法第二條の土地を收用又は使用することを得る事業とし同法を適用す。

第六條 硫酸アンモニア製造業者たる株式會社は事業擴張の場合に於て政府の認可を受け其の事業に屬する設備の費用に充つる爲株金全額拂込前と雖も其の資本を増加することを得ず。

第七條 硫酸アンモニア製造業者たる株式會社は政府の認可を受け其の事業に屬する設備の費用に充つる爲商法に規定する制限を超えて社債を募集することを得但し社債の總額は拂込めたる株金額の二倍を超ゆることを得ず。

第八條 政府公益上必要ありと認むるときは工場抵當法に依り會社の事業に屬するものを抵當と爲すことを要す。但し第一項の規定に依り募集する社債に付ては工場抵當法に依り會社の事業に屬する財產が拂込めたる株金額に満たざるときは前項の規定を適用せず。

第九條 政府公益上必要ありと認むると特別の事情ある場合に於て政府其の必要なしと認めたるときは此の限に在らず。第十條 日本硫安株式會社は左の事業を營むものとす。

一 硫酸アンモニアの買入及販賣

二 硫酸アンモニアの輸出、輸入、移出及移入

三 硫酸アンモニアの製造其の他硫酸アンモニアの供給確保上必要な事業但し硫酸アンモニアの製造は硫酸アンモニア製造業者行ふ硫酸アンモニア製造事業に依り硫酸アンモニアの供給を確保すること困難なりと認めらるる場合に限る。

四 其の他硫酸アンモニアの需給の圓滑及價格の公正を圖る爲必要な事業を營まんとするときは政府の認可を受くべし。

第五條 第十九條 日本硫安株式會社は拂込めたる株金額の五倍を限り硫安債券を發行することを得。

第六條 第二十條 硫安債券を發行せんとする場

合に於ては政府の認可を受くべし  
第二十一條 政府は硫安債券の元本の償還及利息の支拂に付保證することを得  
第二十二條 硫安債券は無記名式とす但し應募者又は所有者の請求に因り記名式と爲すことを得  
第二十三條 硫安債券の所有者は日本硫安株式會社の財產に付他の債權者に先ち自己の債權の辨済を受くる權利を有す  
第二十四條 日本硫安株式會社は社債借換の爲一時第十九條の制限に依らず硫安債券を發行することを得此の場合に於ては發行後一月以内に其の社債總額に相當する舊硫安債券を償還すべし  
第二十五條 日本硫安株式會社は毎營業年度に準備金として資本の缺損を補ふ  
第二十六條 日本硫安株式會社は拂込みたる株金額に對し勅令を以て定むる割合を超えて利益の配當を爲すことを得ず  
第二十七條 政府は日本硫安株式會社の業務を監督す  
第二十八條 日本硫安株式會社借入金を

合又は之に基きて爲す處分に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免ることを得ず  
第四十一條 本法又は本法に基きて發する命令に依り適用すべき罰則は其の者が法人なるときは理事、取締役その他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治產者なるときは其の法定代表人に之を適用す但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず  
第四十二條 左の場合に於ては日本硫安株式會社の取締役又は其の職務を行ふ監査役を百圓以上二千圓以下の過料に處す  
一本法に依り認可を受くべき場合に於て其の認可を受けざるとき  
二 第十八條第一項の規定に依らずして業務を營みたるとき  
三 第十九條の規定に違反し硫安債券を發行したるとき  
四 第二十四條の規定に違反し硫安債券の償還を爲さざるとき  
五 第三十二条の規定に依る命令に違反したるとき

第四十三條 第十六條の規定に違反したて之を定む

・ 化學工業關係

爲さんとするときは政府の認可を受くべし

第三十九條 日本硫安株式會社の定款の變更、利益金の處分、合併及解散の決議は政府の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第三十條 日本硫安株式會社は毎營業年度の事業計畫を定め政府の認可を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

第三十一條 日本硫安株式會社は命令を以て定む場合を除くの外政府の認可を受けてたる價格に依るに非ざれば硫酸アンモニアの買入、販賣、輸出、輸入、移出又は移入を爲すことを得ず

第三十二條 政府は日本硫安株式會社の業務に關し監督上必要なる命令を爲すことを得

第三十三條 政府は日本硫安株式會社監理官を置き日本硫安株式會社の業務を監視せしむ

第三十四條 日本硫安株式會社監理官は何時にも日本硫安株式會社の帳簿書類、金庫其の他の物件を検査することを得

第三十五條 政府日本硫安株式會社の決議又は役員の行爲が法令、法令に基きて爲す處分若は定款に違反し又は公益を害すと認むるときは其の決議を取消し又は役員を解任することを得

第三十六條 重要肥料業統制法第十條第一項の規定は日本硫安株式會社に付ては第十條若は第三十一條の規定に違反したる者は五千圓以下の罰金に處す

第三十七條 第九條の規定に依る命令又は第三十八條第八條第一項又は第二項の規定に依る命令に違反したる者は二千圓以下の罰金に處す

第三十九條 第十一條の規定に依る報告を爲さず若は虚偽の報告を爲し又は検査を拒み、妨げ若は忌避したる者は五百圓以下の罰金に處す

第四十条 人又は法人の代理人、戸主、家族、雇人其の他の從業者が其の業務に關し本法若は本法に基きて發する命

登録税法第六條第一項第十一號中「東北興業債券」の下に「、硫安債券」を加ふ  
十三年七月十一日より之を施行す(昭和十三年七月九日勅令第四百九十五號)

## 硫酸アンモニア増産及配給統制法施行令

(昭和十三年七月九日勅令第四百九十六號)

第一條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第一條第一項の認可は硫酸アンモニア製造工場毎に之を爲すものとす  
第二條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第一條第一項の硫酸アンモニア製造設備は新設のものに在りては製造能力は製造能力一年二萬噸以上の能力を有することを要す  
第三條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第一條の規定に依り所得税又は營業収益税の免除を受けんとする者は所得

命じ業務に關する諸般の計算及狀況を報告せしむることを得

日本硫安株式會社監理官は株主總會其他諸般の會議に出席し意見を陳述することを得

第三十五條 政府日本硫安株式會社の決議又は役員の行爲が法令、法令に基きて爲す處分若は定款に違反し又は公益を害すと認むるときは其の決議を取消し又は役員を解任することを得

第三十六條 重要肥料業統制法第十條第一項の規定は日本硫安株式會社に付ては第十條若は第三十一條の規定に違反したる者は五千圓以下の罰金に處す

第三十七條 第九條の規定に依る命令又は第三十八條第八條第一項又は第二項の規定に依る命令に違反したる者は二千圓以下の罰金に處す

第三十九條 第十一條の規定に依る報告を爲さず若は虚偽の報告を爲し又は検査を拒み、妨げ若は忌避したる者は五百圓以下の罰金に處す

第四十条 人又は法人の代理人、戸主、家族、雇人其の他の從業者が其の業務に關し本法若は本法に基きて發する命

登録税法第六條第一項第十一號中「東北興業債券」の下に「、硫安債券」を加ふ  
十三年七月十一日より之を施行す(昭和十三年七月九日勅令第四百九十五號)

硫酸アンモニア増産及配給統制法は昭和十三年七月十一日より之を施行す(昭和十三年七月九日勅令第四百九十五號)

登録税法第六條第一項第十一號中「東北興業債券」の下に「、硫安債券」を加ふ  
十三年七月十一日より之を施行す(昭和十三年七月九日勅令第四百九十五號)

硫酸アンモニア増産及配給統制法第一條第一項の認可は硫酸アンモニア製造工場毎に之を爲すものとす  
第二條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第一條第一項の硫酸アンモニア製造設備は新設のものに在りては製造能力は製造能力一年二萬噸以上の能力を有することを要す  
第三條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第一條の規定に依り所得税又は營業収益税の免除を受けんとする者は所得

命じ業務に關する諸般の計算及狀況を報告せしむることを得  
日本硫安株式會社監理官は株主總會其他諸般の會議に出席し意見を陳述することを得  
第三十五條 政府日本硫安株式會社の決議又は役員の行爲が法令、法令に基きて爲す處分若は定款に違反し又は公益を害すと認むるときは其の決議を取消し又は役員を解任することを得  
第三十六條 重要肥料業統制法第十條第一項の規定は日本硫安株式會社に付ては第十條若は第三十一條の規定に違反したる者は五千圓以下の罰金に處す  
第三十七條 第九條の規定に依る命令又は第三十八條第八條第一項又は第二項の規定に依る命令に違反したる者は二千圓以下の罰金に處す  
第三十九條 第十一條の規定に依る報告を爲さず若は虚偽の報告を爲し又は検査を拒み、妨げ若は忌避したる者は五百圓以下の罰金に處す  
第四十条 人又は法人の代理人、戸主、家族、雇人其の他の從業者が其の業務に關し本法若は本法に基きて發する命

稅法第二十四條又は營業収益稅法第十一条の規定に依り所得稅又は純益金額を申告するとき硫酸アンモニア増産及配給統制法第一條第一項の認可を受けたることを證する書類を添附し其の旨

所轄稅務署に申請すべし  
前項の場合に於て所得稅及營業収益稅の免除を受くべき事業より生ずる所得又は純益とその他の所得又は純益とを有するときは之を區別したる計算書を添附すべし

第四條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第四條の規定に依り輸入稅の免除を受くることを得べき器具又は機械は商工大臣及農林大臣の定むる物品にして豫め商工大臣及農林大臣の認可を受け入れするものに限る

第五條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第四條の規定に依り輸入稅の免除を受けることを得べき器具又は機械は商工大臣及農林大臣の定むる物品にして豫め商工大臣及農林大臣の認可を受けたることを證する書類を添附すべし

第六條 輸入申告は硫酸アンモニア製造業者の名を以てすることを要す  
第六條 輸入稅の免除を受けたる器具又は機械を硫酸アンモニア増産及配給統

輸入申告は硫酸アンモニア製造業者の名を以てすることを要す  
第六條 輸入稅の免除を受けたる器具又は機械を硫酸アンモニア増産及配給統

第七條 主要設備の設計の概要（設計圖を添附すべし）  
第八條 工事費豫算  
第九條 事業資金の總額及其の調達方法  
第十條 事業收支目論見  
十一條 製造豫定計畫  
十二條 硫酸アンモニア製造事業以外の事業を兼營する場合に於ては其の兼營事業の概要

前項の認可申請書には定款、登記簿の謄本並に最終の財産目録、貸借對照表損益計算書及利益の處分に關する書類を添附すべし

第三條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第一條第一項の認可を受けたる者工事に着手し又は工事を完了したるときは遲滞なく其の旨商工大臣及農林大臣に届出づべし

第四條 硫酸アンモニア増産及配給統制  
化學工業關係

制法第四條の規定に依り輸入稅の免除を受くることを得べき他の用途に供せんとする場合に於ては商工大臣及農林大臣の認可を受け其の旨稅關に申告することを要す

第七條 輸入稅の免除を受けたる器具又は機械を輸入の日より三年以内に目的たる用途又は前條の規定に依り認可を受けることを要す

第八條 日本硫安株式會社の利益の配當は拂込みたる株金額に對し年百分の六由に因り其の期間の延長に付商工大臣及農林大臣の認可を受け其の旨稅關に申告したるときは此の限に在らず

本令は硫酸アンモニア増産及配給統制法施行の日より之を施行す

附 則

本令は硫酸アンモニア増産及配給統制法施行の日より之を施行す

## 硫酸アンモニア増産及配給統制法施行規則

（昭和十三年七月九日）

第一條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第一條第一項の期間は認可の日より三年以内に於て商工大臣及農林大臣之間に定む

前項の期間は商工大臣及農林大臣已むを得ざる事由ありと認むるときは之を延長することあるべし

第二條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第一條第一項の認可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書を商工大臣及農林大臣に提出すべし

第一條 工場の名稱及位置  
第二條 製造設備及主要附屬設備並に其の能力

第三條 工事の著手及完成の豫定時期  
第四條 事業開始の豫定時期  
第五條 製造方法

第一工場の名稱及位置  
第二工場の名稱及位置  
第三工場の名稱及位置  
第四工場の名稱及位置  
第五工場の名稱及位置

一 輸入したる器具又は機械の品名、  
數量及用途  
二 使用工場名及使用時期  
三 輸入の年月日及港  
硫酸アンモニア増産及配給統制法第四條の規定に依り輸入税の免除を受けたる器具又は機械を目的たる用途に供せざるに至りたるときは遅滞なく其の事由並に前項第一號及第三號に掲ぐる事項を記載したる認可申請書に左に掲ぐる事項を記載したる届出書に輸入認可書寫を添附し之を商工大臣及農林大臣に提出すべし

第八條 硫酸アンモニア増産及配給統制法施行令第六條の認可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書に輸入認可書寫を添附し之を商工大臣及農林大臣に提出すべし

一 用途を變更せんとする器具又は機械の品名、數量及用途  
二 變更せんとする用途及當該器具又は機械を使用すべき工場其の他の設備の説明  
三 用途を變更せんとする事由  
四 輸入の年月日及港

第九條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第六條の認可を受けんとする會社は

六 信託證書案  
七 工場抵當法に依り抵當となすべし  
八 物件の目録  
九 前號の擔保物件の帳簿價格を最終的財產目錄の科目別に記載したる書類  
前條第一項の場合に於て硫酸アンモニア増産及配給統制法第七條第三項但書の規定に依り擔保を供せずして社債を募集せんとするものなるときは前條の認可申請書に前項第一號乃至第五號に掲ぐる書類及社債募集の方法に關する説明書を添附すべし

第十條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第七條第一項の認可を受けんとする會社は左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書を商工大臣及農林大臣に提出すべし

十一條 前條の認可申請書には左に掲ぐる特別の事由を記載すべし

十二條 硫酸アンモニアの取扱を爲す者の範圍は商工大臣及農林大臣之を告示す

第十四條 硫酸アンモニアの製造業者又は前條の硫酸アンモニアの取扱を爲す者は日本硫安株式會社より價格、數量受渡時期、受渡場所其の他取引上必要な事項を指示して買入契約の申込ありたるときは遅滞なく締結することを要す但し商工大臣及農林大臣正當の事由ありと認むる場合は此の限に在らず

硫酸アンモニアの製造業者又は前條の硫酸アンモニアの取扱を爲す者は前項の契約に從ひ日本硫安株式會社に對し硫酸アンモニアの引渡を爲すことを要す

第十五條 硫酸アンモニア製造業者又は硫酸アンモニアの取扱を爲す者は前項は毎年六月三十日迄に其の年の八月より翌年七月迄の月別製造豫定數量又は月別取扱豫定數量を商工大臣及農林大臣並に日本硫安株式會社に報告すべし

第十六條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第三十條の認可申請書には左に掲

左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書を商工大臣及農林大臣に提出すべし  
一 増加すべき資本の總額及第一回拂込の時期及金額  
二 資本増加の方法  
三 資本増加を必要とする事由  
前項の認可申請書には左に掲ぐる書類を添附すべし

一 事業擴張に關する説明書  
二 增加すべき資本を以て支辨せんとする設備の費用及其の設備の概要を記載したる書類(工事費計算書を添附すべし)

三 資本増加に關する株主總會の決議  
四 會社の資本及拂込みたる株金額の登記抄本  
五 最終の貸借對照表

第十條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第七條第一項の認可を受けんとする會社は左に掲ぐる事項を記載したる認可申請書を商工大臣及農林大臣に提出すべし

十一條 前條の認可申請書には左に掲ぐる特別の事由を記載すべし

十二條 硫酸アンモニアの取扱を爲す者の範圍は商工大臣及農林大臣之を告示す

第十四條 硫酸アンモニアの製造業者又は前條の硫酸アンモニアの取扱を爲す者は日本硫安株式會社より價格、數量受渡時期、受渡場所其の他取引上必要な事項を指示して買入契約の申込ありたるときは遅滞なく締結することを要す但し商工大臣及農林大臣正當の事由ありと認むる場合は此の限に在らず

硫酸アンモニアの製造業者又は前條の硫酸アンモニアの取扱を爲す者は前項の契約に從ひ日本硫安株式會社に對し硫酸アンモニアの引渡を爲すことを要す

第十五條 硫酸アンモニア製造業者又は硫酸アンモニアの取扱を爲す者は前項は毎年六月三十日迄に其の年の八月より翌年七月迄の月別製造豫定數量又は月別取扱豫定數量を商工大臣及農林大臣並に日本硫安株式會社に報告すべし

第十六條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第三十條の認可申請書には左に掲

前項の場合に於て擔保附社債信託法に依り社債の總額を數回に分ち發行せんとするものなるときは認可申請書に前項第一號及第三號に掲ぐる事項の外左に掲ぐる事項を記載すべし  
一 社債の總額を數回に分ち發行する旨の表示  
二 社債の利率の最高限度  
三 社債を以て支辨せんとする設備の費用及其の設備の概要を記載したる書類(工事費計算書を添附すべし)  
四 會社の資本及拂込みたる株金額の登記抄本  
五 最終の貸借對照表

第十一條 前條の認可申請書には左に掲ぐる特別の事由を記載すべし

一 社債を以て支辨せんとする設備の費用及其の設備の概要を記載したる書類(工事費計算書を添附すべし)  
二 會社の資本及拂込みたる株金額の登記抄本  
三 會社の資本及拂込みたる株金額の登記抄本  
四 最終の貸借對照表

第十二條 前に社債を募集したるときは其の償還を了へざる總額の登記抄本

第十三條 日本硫安株式會社の成立あつたときは硫酸アンモニアの製造業者又は硫酸アンモニア増産及配給統制法第七條第一項の認可を受けたる後信託契約又は擔保物件に變更ありたるときは遅滞なく其の旨商工大臣及農林大臣に届出づべし

第十四條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第十條に規定する硫酸アンモニアの取扱を爲す者は其の製造又は取扱に係る硫酸アンモニアの全部を第十四條の規定に従ひ日本硫安株式會社に賣渡すべし

第十五條 硫酸アンモニア製造業者又は硫酸アンモニアの取扱を爲す者は前項は毎年六月三十日迄に其の年の八月より翌年七月迄の月別製造豫定數量又は月別取扱豫定數量を商工大臣及農林大臣並に日本硫安株式會社に報告すべし

第十六條 硫酸アンモニア増産及配給統制法第三十條の認可申請書には左に掲

化學工業關係

化學工業關係

11

## ゴムの使用制限に関する件

(昭和十三年七月九日  
商工省令第五十三號)

左に掲ぐる物品又は其の材料はインディアラバー、バララバー、ラテックス、ジロトン、バラタ、ガタバー、チャ又は再生ゴムを使用して之を製造することを得ず但し軍の註文又は輸出註文（關東州、滿洲國又は中華民國向のものを除く）に係る場合及特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

二  
総ゴム短靴（雨靴、オーバーシューズ及豆靴を含む）  
三  
草履及下駄（鼻緒及爪革を含む）  
スリッパ  
四  
手袋（醫療用のものを除く）  
衣服用ベルト  
五  
タイル  
六  
七  
八  
九  
手摺ベルト  
ラベリユーム

二三事の見習い際の一  
する件

(昭和十三年七月九日)  
〔商工省令第五十四號〕

(昭和十三年七月九日  
商工省告示第百八十二號)

ゴム配給統制規則第三  
條第一項の規定に依り  
統制團體指定に關する  
件

(昭和十四年四月八日)  
商工省告示第七十五號

り左の通統制團體を指定す  
全國電線工業組合聯合會  
日本ゴム利用製品工業聯合會

化學工業關係

|     |                    |
|-----|--------------------|
| 一一一 | マット                |
| 一一二 | デスクシート             |
| 一一三 | 家具用キヤツブ            |
| 一一四 | クツシヨンゴム            |
| 一一五 | ガーデンホース            |
| 一一六 | ゴムバンド              |
| 一一七 | 絲ゴム                |
| 一一八 | 空氣枕                |
| 一一九 | 玩具                 |
| 一二〇 | スボンヂ               |
| 一二一 | 廣告用氣球              |
| 一二二 | 海水浴用具              |
| 一二三 | 運動用具               |
| 一二四 | チューインガム            |
| 一二五 | 前項但書の許可を受けんとする者當該物 |
| 一二六 | 品又は材料に關する工業組合又は工業組 |
| 一二七 | 合聯合會の組合員又は所屬の工業者なる |
| 一二八 | 場合に於ては當該工業組合又は工業組合 |
| 一二九 | 聯合會を經由して申請書を提出すべし  |
| 一一〇 | 本令は公布の日より之を施行す     |
| 一一一 | 本令施行の際現に製造中のものに付ては |
| 一一二 | 本令を適用せず            |
| 一一三 | 附 則                |

本令は公布の日より之を施行す

總ゴム長靴及總ゴム短靴（雨靴、オーバー・シュー・ズ及豆靴を除く以下同じ）は小賣を除き商工大臣の指定したる者以外の者に對し之を販賣（本令施行前に爲したる契約に依る引渡を含む）することを得ず但し軍の註文又は輸出註文（關東州、滿洲國又は中華民國向のものを除く）に係る場合は此の限に在らず

# ゴム配給統制規 條第一項の規定 統制團體指定に

會規則第三  
足に依り  
に関する

## ゴム配給統制規則

(昭和十三年七月九日  
商工省令第五十五號)

(改正昭和十四年  
商工省令第二十三號)

第一條 本則に於て「ゴム」とはインディアラバ、バラバ、ラテックス、ジロトン、バラタ、ガタバーチヤ及再生ゴム並に其の故及肩を謂ふ。

第二條 ゴムを輸入したる者は商工大臣の指定したる者(以下「再生ゴム配給機關」と稱す)以外の者に再生ゴムを販賣することを得ず但し輸出品(關東州、滿洲國又は中華民國に輸出するものを除く以下同じ)に付ては此の限に在らず。

第三條 ゴムを原料又は材料とする物品の製造又は加工を業とする者(以下「工業者」と稱す)は商工大臣又は商工大臣の指定したる團體(以下「統制團體」と稱す)に於て用途別に割當數量に相當する別記様式のゴム購入票を交付す。

第四條 商工大臣前條第一項の規定に依る割當を爲したるときは工業者に對し其の者の臨の許可を受けたる場合は此の限に在らず。

第五條 ゴムを購入票と引換するに非ざればゴムを販賣することを得ず他人より譲受することを得ず。

第六條 配給機關又は再生ゴム配給機關工業者よりゴム購入票と引換へにゴム購入の申込ありたときは正當の事由あるに非ざれば之を拒むことを得ず。

第七條 工業者はゴム購入票と引換へに買受けたるゴムを他人に譲渡することを得ず。

第八條 輸出品又は輸出品の原料若は材料としてゴムを使用して製造又は加工したる物品を譲受けたる者は之を本邦、關東州、滿洲國若は中華民國に於ける消賣に充つる爲に割當てたる數量を粗に常該用途にゴムを

使用することを得ず但し輸出品又は輸出品の原料若は材料の製造又は加工の爲使用する場合は此の限に在らず。

第三條の一 工業者は輸出品又は輸出品の原料若は材料としてゴムを使用して製造又は加工したる物品を本邦、關東州、滿洲國又は中華民國に於ける消賣に充つる爲販賣することを得ず但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず。

第四條の二 工業者は他人の委託を受け又は他人より譲受することを得ず。

第五條 工業者はゴム購入票と引換へに非ざればゴムを購買することを得ず。

第六條 配給機關又は再生ゴム配給機關工業者よりゴム購入票と引換へにゴム購入の申込ありたときは正當の事由あるに非ざれば之を拒むことを得ず。

第七條 工業者はゴム購入票と引換へに買受けたるゴムを他人に譲渡することを得ず。

第八條 輸出品又は輸出品の原料若は材料としてゴムを使用して製造又は加工したる物品を譲受けたる者は之を本邦、關東州、滿洲國若は中華民國に於ける消賣に充つる爲に割當てたる數量を粗に常該用途にゴムを

## ゴム配給統制規則第二條の規定に依り配給機関指定に關する件

(昭和十三年七月九日  
商工省告示第百八十三號)

(改正昭和十四年  
商工省告示第七十四號)

ゴム配給統制規則第二條の規定に依り配給機関左の通指定す

日本ゴム輸入組合  
大阪ゴム原料卸商業組合

日本油性再生ゴム工業組合  
東京ゴム薬品材料卸商業組合  
大阪ゴム薬品材料卸商業組合  
神戸再生ゴム卸商業組合

### 附 則 (昭和十四年五月三十日)

本令は本則施行の日より一週間以内に本則施行の日現在に於ける臨時輸出入許可規則第一條の許可を受け未だ輸入せざるゴムの種類別數量を商工大臣に届出づべし。

本則施行の際現にゴムを所有する者(工業者を除く)は本則施行の日より五日以内に商工大臣の承認を受くべし。

本令は昭和十四年六月一日より之を施行す。但し第九條の改正規定は昭和十四年七月一日より之を施行す。

本令の適用に付てはゴム配給統制規則中本則施行前とあるは昭和十四年五月三十一日以前とす。

第十條 配給機關又は再生ゴム配給機關は毎月十日迄に前月中にゴム購入票と引換へ買受けたるゴムの買受先別及種類別數量を商工大臣又はゴム購入票を交付したる統制團體に報告すべし。工業者が其の輸入したるゴムを使用したる場合又は再生ゴムの製造業者が其の製造したる再生ゴムを使用したる場合に於て其の種類別使用量に付亦同じ。

第十一條 工業者は其の製造又は加工したる機関は帳簿を備へ買受及販賣に關する事實を記載すべし。

第十二條 工業者は其の製造又は加工したる機関は帳簿を備へ買受及販賣に關する事實を記載すべし。

第十三條 工業者は其の製造又は加工したる機関は帳簿を備へ買受及販賣に關する事實を記載すべし。

第十四條 工業者は其の製造又は加工したる機関は帳簿を備へ買受及販賣に關する事實を記載すべし。

## 皮革使用制限規則

(昭和十三年七月一日)

(商工省令第四十三號)

(改正昭和十四年)

(商工省令第三十七號)

第一條 左に掲ぐる物品又は其の材料は牛革（黄牛革を含む以下同じ）又は水牛革を使用して之を製造することを得ず但し軍の註冊文又は輸出註文（關東州、滿洲國又は中華民國向のものを除く）に係る場合及特別の事情に依り商工大臣の指定したる者に在りては商工大臣、其の他の者に在りては地方長官の許可したる場合は此の限に在らず

- 一 靴
- 二 馬具
- 三 自轉車又は自動自轉車用サドル
- 四 調帶
- 五 パッキング
- 六 運動用具
- 七 革鞞
- 八 首輪、引紐、鞭其の他の家畜用具但し馬具を除く
- 九 椅子、卓子、机、寢臺、座蒲團其の他の家具什器
- 十 書籍及帳簿、アルバム其の他の文房具
- 十一 張革、吊革其の他の車輛用品

は中華民國向のものを除くに係る場合及特別の事情に依り商工大臣の指定したる者に在りては商工大臣、其の他の者に在りては地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

一 草履、スリッパ其の他の履物（鼻緒爪革を含む）但し靴を除く

二 鞄、トランク、ランドセル、リュックサック、圖書其の他の携帶用具

三 マント、外套、上着、ズボン其の他の衣類

四 帽子、手袋、帶革、ズボン吊、靴下留脚綱其の他の衣類附屬品

五 ハンドバッグ、鞆口、紙人、煙草人、名刺入、筆入其の他の袋物

六 眼鏡サック、化粧箱、寫眞器ケース、樂器ケース、獣糞サック、運動器具其の他の容器

七 水筒紐、時計腕革其の他の縛革

八 首輪、引紐、鞭其の他の家畜用具但し馬具を除く

九 椅子、卓子、机、寢臺、座蒲團其の他の家具什器

十 書籍及帳簿、アルバム其の他の文房具

十一 張革、吊革其の他の車輛用品

第三條 牛革若は水牛革を使用し第一條に掲ぐる物品若は其の材料又は牛革、水牛革、馬革、驥革、驥革、綿羊革、山羊革、豚革、驕革、驕革、犬革、鯨革又は駭革を前條に掲ぐる物品若は其の材料を輸出品（關東州、滿洲國又は中華民國に輸出するものを除く以下同じ）又は其の材料として製造したる者は之を本邦、關東州、滿洲國又は中華民國に於ける消費に充つる爲販賣することを得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第四條 牛革若は水牛革を使用したる第一條に掲ぐる物品若は其の材料又は牛革、水牛革、馬革、驥革、驥革、綿羊革、山羊革、豚革、驕革、驕革、犬革、鯨革又は駭革を使用したる第一條に掲ぐる物品若は其の材料にして輸出品又は其の材料として製造せられたるものと認受けたる者は之を本邦、關東州、滿洲國又は中華民國に於ける消費に充つる爲販賣することを得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

### 附 則

本則は公布の日より之を施行す

第一條又は第二條の規定は本則施行の際現に製造中のものに付ては之を適用せず

本則施行の際第一條若は第二條に掲ぐる物品又は其の材料の製造を業とする者、牛皮、馬皮、羊皮又は豚皮の輸入又は販賣を業とする者及牛革、馬革、羊革、豚革、鯨革又は駭革の製造又は販賣を業とする者は本則施行の日より一週間以内に本則施行の日現在の皮革の種類別在庫数量を地方長官に届出づべし。

本則施行の際第一條に掲ぐる物品又は其の材料の製造を業とする者にして他の用途に轉用し得ざる革を所有するものは本則施行後二月間を限り地方長官の許可を受け第一條に掲ぐる物品又は其の材料を製造することを得ず

本令は昭和十四年八月一日より之を施行す

**皮革使用制限規則第一條**  
**但書及第二條但書の規定**  
**に依り團體指定に關する件**

(昭和十四年七月一日)

皮革使用制限規則第一條但書及第二條但書の規定に依り左の通指定し昭和十四年八月一日より之を施行す

日本皮革統制株式會社

## 日本皮革統制株式會社

昭和十三年七月一日

(商工省令第四十五號)

(改正昭和十三年商工省令第三十八號)

(昭和十四年商工省令第三十一號)

**皮革配給統制規則**

昭和十三年七月一日

(商工省令第四十五號)

(改正昭和十三年商工省令第三十八號)

本則に於て皮とは牛（黄牛を含む）

水牛、馬、驥、驥、綿羊、山羊又は豚は皮を謂ひ革とは牛（黄牛を含む）、水牛、馬、驥、驥、綿羊、山羊、豚、鹿、獐、犬、鯨又は駭の皮を鞣製したるものを謂ふ

第一條 本則に於て皮と牛（黄牛を含む）

水牛、馬、驥、驥、綿羊、山羊又は豚は皮を謂ひ革とは牛（黄牛を含む）、水牛、馬、驥、驥、綿羊、山羊、豚、鹿、獐、犬、鯨又は駭の皮を鞣製したるものを謂ふ

第一條 販賣の目的を以て牛、馬、綿羊、山羊又は豚を屠殺したる者は特別の事由により地方長官の許可を受けたる場合を除くの外其の皮を使用若は消費し又は屠肉に附着したる儘販賣することを得ず

第三條 前條に掲ぐる者は毎月十日迄に其の前月中に販賣したる前條の皮の種類別及取引先別數量を地方長官に届出づべし

第四條 第一條に掲ぐる者は商工大臣の指定したる購賣業者（以下販賣業者と稱す）又は地方長官の指定したる仲買人（以下仲買人と稱す）以外の者に第一條の皮を販賣することを得ず

仲買人は販賣業者以外の者に皮を販賣することを得ず但し特別の事情に依り地方長官

の認承を受くべし

第七條の三 製革業者他人の委託を受け皮を  
鞣製せんとするときは統制團體の承認を受  
くべし但し軍の註文及商工大臣の指定した  
る輸出業者の註文に係る場合並に特別の事  
情による許可を受けたる場合は此の限に在  
らす

第八條 製革業者は製革業者の組織する工業  
組合が革を其の組合員より買受け又は其の  
委託を受け販賣する場合に於ては當該工業  
組合は豫め毎月の革の種類別及取引先別販  
賣數量を定め商工大臣の承認を受くべし之  
を變更せんとするとき亦同じ

製革業者其の鞣製したる革（他人に委託し  
て鞣製したものと含む）を使用せんとする  
ときは豫め毎月の種類別使用數量を定め  
商工大臣の承認を受くべし之を變更せんと  
するとき亦同じ

第九條 販賣業者、輸入業者又は移入業者は  
何等の名義を以てするを問はず商工大臣の  
指定したる價格を超ゆる對價を以て皮を販  
賣することを得ず製革業者又は其の組織す  
る工業組合革を販賣するとき亦同じ

第十條 販賣業者、輸入業者、移入業者又は  
製革業者若は其の組織する工業組合は皮革  
を帳簿を備へ皮革の買受及販賣並に革の  
使用に關する事實を記載すべし

の販賣に當り前條の價格を超ゆる對價を以  
て之を販賣したると同一の利益を擧ぐる目  
的を以て買戻約款を附し、他の商品を併せ  
販賣し其の他之に類する行爲を爲すことを  
得ず

第十一條 販賣業者、仲買人、輸入業者、移  
入業者又は製革業者若は其の組織する工業  
組合は毎月十日迄に其の前月中に賣買した  
る皮革の種類別及取引先別數量を商工大臣  
に届出づべし製革業者の使用したる革の種  
類別數量に付亦同じ

第十二條 販賣業者、仲買人、輸入業者、移  
入業者又は製革業者若は其の組織する工業  
組合は帳簿を備へ皮革の買受及販賣並に革  
の使用に關する事實を記載すべし

#### 附 則

本則は昭和十三年八月一日より之を施行す

#### 附 則 (昭和十一年十一月一號)

本令は昭和十三年十一月一日より之を施行す

#### 附 則 (昭和十四年七月二日)

本令は昭和十四年八月一日より之を施行す  
從前の規定に違反したる行爲に付ては仍從前  
の例に依る

### 皮革配給統制規則第四條 第一項の規定に依る販賣 業者指定に關する件

(昭和十三年七月一十八日)

(改止昭和十四年商工省告示第百一十五號)

(省告示第百一十二號)

東京原皮商業組合

大阪原皮株式會社

保證責任北海道酪農販賣利用組合聯合會

### 皮革使用制限規則及皮革 配給統制規則施行に關する件

(昭和十四年四月二十八日)

臨時物資調整局次長通牒

第五十九號、七月五日調五部第五〇號、七月  
二十七日一二調五部第一〇五號、八月一日一  
三調五部第六三號及十一月二十六日一二調整  
第三八〇七號を以て累次通牒致販賣處今般左

標記の件に關しては客年六月一十九日一二調  
五部第六三號及十一月二十六日一二調整

第三八〇七號を以て累次通牒致販賣處今般左

#### 合

7 鮫革にして靴甲革其の他第一條に掲

ぐる物品又は其の材料の製造に適せざ  
るもの第二條に掲ぐる物品又は其の

材料の製造に使用する場合

#### 8 其の他特に必要と認むる場合

(一) (一)の(1)、(2)、(3)及

(4)の許可を爲さんとする場合に於て  
許可申請者が其の材料に使用する革を所  
有せざるときは(4)の許可を爲さんと  
するときは(4)の様式に準じ豫め當省  
に打合すこと

(二) 現在市場に存する革を使用する場合

は當分の内特別の事情あるものとして許  
可するも差支なきこと但しベルト又はバ  
ッキングを製造する場合及昭和十三年八

月一日一二調五部第六三號臨時物資調整  
局第五部長通牒第一號に依る検印を経ざ  
る牛革本底を使用する場合を除く

(四) (一)の(4)の(ロ)及(ハ)に  
付毎月十五日迄に其の前月中に許可した  
るもの左の様式に依り當省に報告する  
と

- 1 軍裝品の製造にして部隊長の證明又  
は召集令狀の如き之に準すべき證明方  
法ある場合及軍人軍屬に非ざるも戰地  
に於て勤務する者の使用する物品の製  
造にして所屬長の證明ある場合
- 2 開港に入港する外國船舶の乗組員に  
販賣する等外國人の使用に供せらるる  
ものなること明なる物品を製造する場  
合
- 3 官公衙の註文に係る靴の製造にして  
眞に已むを得ざる場合
- 4 左の物品を製造する場合  
(イ) 馬具の内 手綱、頭絡具、鐙革、  
6 屑革（縁頭革を除く）を使用する場



化學工業圖書

一一一

バッキンガムの革に類似して底の革用

バッキンガムの革に於ける種類の価格は、上記の如きの如くである。

## 化學工業關係

二二四

|                          | 屑革 同貳號 | 一貫    | 一〇〇 |
|--------------------------|--------|-------|-----|
| 同參號(ミシンベルト)に使用し得るもの      | 一貫     | ・五〇   |     |
| 同四號                      | 一貫     | 九〇〇   |     |
| 同中屑                      | 一貫     | 七五〇   |     |
| 調大屑                      | 一貫     | 二八五〇  |     |
| 同小屑(革として使用に堪へざる物を除く)     | 一貫     | 一〇〇   |     |
| 豚床革上(一番漉にして水分なく面積八坪以上もの) | 一貫     | 七五〇   |     |
| 牛床革上(一番漉にして水分なく未満のもの)    | 一貫     | 二四七〇  |     |
| 生漉床を鞣したるものに繩頭を截して縫うるもの   | 百斤     | 八五〇   | 足   |
| 牛床革生(牛革水牛革)              | 百斤     | 八〇〇   | 足   |
| 牛床革(牛生床)                 | 百斤     | 八〇〇   | 足   |
| 酸澱製甲革                    | 百斤     | 八〇〇   | 足   |
| 角裁本底尻次中化                 | 四呂分    | 三八〇   | 足   |
| 鱈半張                      | 四呂分    | 三九〇〇  | 足   |
| 鱈形底莊                     | 四呂分    | 二三七〇〇 | 足   |
| 先月中化                     | 四呂分    | 一七五〇  | 足   |
| 館藏製靴用革                   | 四呂分    | 一七五〇  | 足   |
| 尻次本底                     | 四呂分    | 一七五〇  | 足   |
| 角裁本底                     | 四呂分    | 一七五〇  | 足   |

バテントレザ、メルヘン底革等の如く特殊の加工を施したもの  
は加工の程度に依り本表價格を増ゆることを駆車の用途に供する爲  
特別の規格に依り製造したるものにも亦同じ

|    |          |    |    |
|----|----------|----|----|
| 同下 | 牛名脂革中屑   | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 三百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同上 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同下 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |

|    |          |    |    |
|----|----------|----|----|
| 同下 | 牛名脂革中屑   | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 三百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同上 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同下 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |

|    |          |    |    |
|----|----------|----|----|
| 同下 | 牛名脂革中屑   | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 三百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同上 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同下 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |

|    |          |    |    |
|----|----------|----|----|
| 同下 | 牛名脂革中屑   | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 三百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同上 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同下 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |

|    |          |    |    |
|----|----------|----|----|
| 同下 | 牛名脂革中屑   | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 三百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同上 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同下 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |

|    |          |    |    |
|----|----------|----|----|
| 同下 | 牛名脂革中屑   | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 三百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同上 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同下 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |

|    |          |    |    |
|----|----------|----|----|
| 同下 | 牛名脂革中屑   | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 三百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同上 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同下 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |

|    |          |    |    |
|----|----------|----|----|
| 同下 | 牛名脂革中屑   | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 三百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同上 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同下 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |

|    |          |    |    |
|----|----------|----|----|
| 同下 | 牛名脂革中屑   | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 三百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同上 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同下 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |

|    |          |    |    |
|----|----------|----|----|
| 同下 | 牛名脂革中屑   | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 三百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同上 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同下 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |

|    |          |    |    |
|----|----------|----|----|
| 同下 | 牛名脂革中屑   | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 三百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同上 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同下 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |

|    |          |    |    |
|----|----------|----|----|
| 同下 | 牛名脂革中屑   | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 三百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同上 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同下 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |

|    |          |    |    |
|----|----------|----|----|
| 同下 | 牛名脂革中屑   | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 三百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同上 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同下 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |

|    |          |    |    |
|----|----------|----|----|
| 同下 | 牛名脂革中屑   | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 三百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同上 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同下 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 五百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |

|    |          |    |    |
|----|----------|----|----|
| 同下 | 牛名脂革中屑   | 一貫 | 一貫 |
| 同中 | 三百分の未満の物 | 一貫 | 一貫 |

に屬する設備又は當該電力系統と運轉上密接なる關係を有する設備に依る發電及送電以外の發電及送電とする。

第二條 電力管理法第二條の定に依り日本發送電株式會社をして行はしむる發電及送電の用に供する電力設備は左の各號の一に該當するものとす但し電氣事業法第三十條に規定する施設及特別の事由に因り遞信大臣の除外するものは此の限に在らず。

## 一 發電設備

(一) 出力五千キロワットを超過する水力發電設備

(二) 出力一萬キロワットを超過する火力發電設備

## 二 送電設備

(一) 最大電壓十萬ヴォルト以上に於て使用せらるるもの

(二) 最大電壓四萬ヴォルト以上十萬ヴォルト未満に於て使用せらるる送電設備にして左の各號の一に該當するもの

(イ) 發電所より電氣の主要需用地に至る送電幹線にして他の送電系統と連絡し綜合運轉を爲すを適當とするもの

## 三 變電設備

(一) 前號(一)の送電設備に接続するもの

(二) 前號(二)乃至(四)の送電設備に接續する變電設備にして送電連絡の爲又は電力受給關係整理の爲必要なるもの

(四) (一)乃至(三)の送電設備に對し送電上從屬關係に在るものにして電力受給關係整理の爲必要なるもの

本令は電力管理法第一條及第二條の規定に依る勅令の定むる電力設備及其の附屬設備を本章の規定に依り日本發送電株式會社に對し出資せしむることを得

第五條 政府は前條の電力設備及其の附屬設備を日本發送電株式會社に對し出資せしめんとするときは出資せしむべき設備及出資の期日を公告すべし

前項の場合に於ては政府は日本發送電株式會社及當該設備の所有者に其の旨を通知すべし

第六條 前條第二項の通知の後出資の目

に依り主務大臣の認可を受くべし

第七條 第二項の通知の後は出資の目的たる設備の所有者當該設備の現狀を變更せんとするときは命令の定むる所に依る

第十條 電力評價審査委員會に關する規程は勅令を以て之を定む

第十一條 日本發送電株式會社は出資の目的たる設備の所有者に對し第九條の規定に依り決定したる價格に相當する株式金額の全拂込済株式を割當つべし

但し當該株式一株の金額に満たざる部分に對しては金錢を以て支拂ふべし

出資の目的たる設備に變更ありて其の

變更部分に付株式割當の日迄に價格決定せざるとときは當該部分に對しては金錢を以て決済することを得株式割當後

變更を生じたる部分に付亦同じ

第十二條 出資の目的たる設備は日本發送電株式會社の設立又は増資の登記の

設備にして本令施行の際現に存するもの又は工事中のものは第二條本文に規定する電力受給の用に供せらるるものに依る電力設備より之を除外す

## 電力管理法附則第二條の規定

に依る發電又は送電に關する件

(昭和十三年八月九日)

(ロ) 主として電氣事業者間に於ける電力受給の用に供せらるるもの

の

(ハ) 他の最大電壓四萬ヴォルト以上に於て使用せらるる送電線路と並行の關係に在る送電線路にして綜合運轉に依り電力潮流の改善を爲し得るもの

(三) 第一號の發電設備又は(一)若は

(二) の送電設備の相互間を連絡するもの

(四) (一)乃至(三)の送電設備に對し送電上從屬關係に在るものにして電力受給關係整理の爲必要なるもの

(五) (一)乃至(四)の送電設備に接続するもの

(六) 前號(一)の送電設備に接続するもの

(七) 前號(二)乃至(四)の送電設備に接續する變電設備にして送電連絡の爲又は電力受給關係整理の爲必要なるもの

(八) 前號(一)の送電設備に接続するもの

(九) 前號(二)乃至(四)の送電設備に接續する變電設備にして送電連絡の爲又は電力受給關係整理の爲必要なるもの

(十) 前號(一)の送電設備に接続するもの

(十一) 前號(二)乃至(四)の送電設備に接續する變電設備にして送電連絡の爲又は電力受給關係整理の爲必要なるもの

(十二) 前號(一)の送電設備に接続するもの

(十三) 前號(二)乃至(四)の送電設備に接續する變電設備にして送電連絡の爲又は電力受給關係整理の爲必要なるもの

(十四) 前號(一)の送電設備に接続するもの

(十五) 前號(二)乃至(四)の送電設備に接續する變電設備にして送電連絡の爲又は電力受給關係整理の爲必要なるもの

(十六) 前號(一)の送電設備に接続するもの

(十七) 前號(二)乃至(四)の送電設備に接續する變電設備にして送電連絡の爲又は電力受給關係整理の爲必要なるもの

(十八) 前號(一)の送電設備に接続するもの

(十九) 前號(二)乃至(四)の送電設備に接續する變電設備にして送電連絡の爲又は電力受給關係整理の爲必要なるもの

(二十) 前號(一)の送電設備に接続するもの

(二十一) 前號(二)乃至(四)の送電設備に接續する變電設備にして送電連絡の爲又は電力受給關係整理の爲必要なるもの

(二十二) 前號(一)の送電設備に接続するもの

(二十三) 前號(二)乃至(四)の送電設備に接續する變電設備にして送電連絡の爲又は電力受給關係整理の爲必要なるもの

(二十四) 前號(一)の送電設備に接続するもの

(二十五) 前號(二)乃至(四)の送電設備に接續する變電設備にして送電連絡の爲又は電力受給關係整理の爲必要なるもの

(二十六) 前號(一)の送電設備に接続するもの

(二十七) 前號(二)乃至(四)の送電設備に接續する變電設備にして送電連絡の爲又は電力受給關係整理の爲必要なるもの

(二十八) 前號(一)の送電設備に接続するもの

(二十九) 前號(二)乃至(四)の送電設備に接續する變電設備にして送電連絡の爲又は電力受給關係整理の爲必要なるもの

(三十) 前號(一)の送電設備に接続するもの

(三十一) 前號(二)乃至(四)の送電設備に接續する變電設備にして送電連絡の爲又は電力受給關係整理の爲必要なるもの

(三十二) 前號(一)の送電設備に接続するもの

(三十三) 前號(二)乃至(四)の送電設備に接續する變電設備にして送電連絡の爲又は電力受給關係整理の爲必要なるもの

時に於て日本發送電株式會社に出資せられたるものと看做す。

第十三條 第九條の規定に依る出資價格に付不服ある出資者は同條第二項の規定に依る決定の通知ありたる日より一月内に通常裁判所に出訴することを得立又は増資の登記の日以後に於て金錢を以て支拂ふべし。

第十四條 電力設備其の附屬設備を出資したるに因り残存電氣事業を繼續すること能はざるに至りたるときは出資者は日本發送電株式會社に對し當該事業設備の買収を請求することを得。前項の規定に依る事業繼續の能否、買収價格、買収範圍其の他買収の條件は當事者間の協議に依る協議調はざるときは主務大臣之を裁定す。

前項の規定に依る事業繼續の能否、買収價格、買収範圍其の他買収の條件は當事者間の協議に依る協議調はざるときは主務大臣之を裁定す。

任期を三年とす。

第二十一條 総裁、副總裁及日本發送電株式會社の業務を分掌する理事は他の職務又は商業に從事することを得ず但し主務大臣の認可を受けたるときは此の限に在らず。

第二十二條 電氣事業を監督する官廳の官吏たりし者は其の職を退きたる後五年間日本發送電株式會社の役員と爲り又は其給與を受くる事務に從事することを得ず但し主務大臣に於て特に必要ありと認めたるときは此の限に在らず。

第二十三條 日本發送電株式會社の爲す電力の受給の他の業務の運營に關し必要なる事項は命令を以て之を定む。

第二十四條 日本發送電株式會社は電力管理法第三條の建設又は變更の計畫に從ひ主務大臣の命ずる所に依り電力設備及其の附屬設備の建設又は變更を爲すことを要す。

前項の命令を爲す場合に於て必要あるときは發電の爲にする河川、湖又は沼の使用に關する許可又は電力設備の施設に關する許可若は認可は當該許可又は認可を爲したる行政官廳に於て之が

取消を爲し若は其の條件を變更し又は當該既設工作物の變更若は除却を命ずるものとす。

第二十五條 日本發送電株式會社は前條の行政官廳の處分を受けたる者に對し相當の補償を爲すべし。

第二十六條 日本發送電株式會社の爲したる電力設備及其の附屬設備の建設又は變更に因り著しく利益を受くる電力設備の所有者は利益を受くる限度に於て當該建設又は變更に付ては前項の補償は調査又は測量其の他工事準備の爲支出したる通常の費用の限度に於て之を爲すべし。

第二十七條 第十四條第二項及第四項の規定は第二十五條の補償又は前條の負擔に付之を準用す。

第二十八條 日本發送電株式會社は其の送電設備に接續する發電設備に依り發生したる電力の買入を拒むことを得ず用の一一部を負擔すべし。

第二十九條 日本發送電株式會社は株金全額拂込前と雖も其の資本を増加することを得

訴することを得。主務大臣第二項又は第三項の規定に依り裁定又は認可を爲さんとするときは電力評價審査委員會の議を經べし。第十五條 電力設備及其の附屬設備を出资したる者は日本發送電株式會社に對し出資の日より三年間限り其の出資に對し與へられたる株式を其の額面金額を以て買入ることを請求することを得。前項の場合に於ては日本發送電株式會社は一時其の株式を取得することを得。第一項の買入代價に付ては出資者の同意ある場合又は特別の事情ある場合に於ては日本發送電株式會社は勅令の定期の定を爲すことを得。前項の社債に付ては政府は元利の支拂を保證することを得。第十六條 第四條の規定に基き日本發送電株式會社に出資せられたる電力設備及其の附屬設備に付當該設備の所有者が有したる河川、湖又は沼の使用に關する権利義務並に道路其の他土地の占

用又は使用に關する権利義務は命令の定むる所に依り日本發送電株式會社之を承繼す。

第十七條 第十二條及前條の場合に於ける登記に關し必要な事項は勅令を以て之を定む。

### 第三章 役員

第十八條 総裁は日本發送電株式會社を代表し其の業務を總理す。副總裁は總裁事故あるときは其の職務を代理し總裁缺員のときは其の職務を行ふ。

第十九條 副總裁及理事は總裁を輔佐し定款の定

むる所に從ひ日本發送電株式會社の業務を分掌し又は之に參與す。

監事は日本發送電株式會社の業務を監査す。

第二十條 総裁及副總裁は勅裁を經て政府之を命じ其の任期を五年とす。

副總裁及理事は總裁を輔佐し定款の定

むる所に從ひ日本發送電株式會社の業務を分掌し又は之に參與す。

監事は日本發送電株式會社の業務を監査す。

第二十一條 日本發送電株式會社左の事

項に付登記を受くる場合に於ては其の登録税の額は左の額とす但し登録税法により少きときは其の額に依る。

第三十二條 日本發送電株式會社の每營業年度に於ける配當し得べき利益金額が拂込みたる株金額に對し年百分の四の割合に達せざるとき(利益金額なきとき及缺損を生じたるときを含む)は

不動産の價格の千分の三

北海道、府縣及市町村其他之に準ずべきものは日本發送電株式會社に對し前項に規定する不動産に關する權利の定する出資又は買收に基く不動産に關する權利の取得

不動産の價格の千分の三

不動産の價格の千分の三

不動産の價格の千分の三

不動産の價格の千分の三

不動産の價格の千分の三

不動産の價格の千分の三

政府は初營業年度及爾後十年間を限りに達せしむべき金額を補給すべし。毎營業年度に於ける配當し得べき利益金額が拂込みたる株金額に對し年百分の六の割合を超えるときは其の超過額は前項の規定に依る補給金の償還に充つべし。

日本發送電株式會社は毎營業年度に於ける配當し得べき利益金額（前項の規定に依る償還金額を含まず）が拂込みたる株金額に對し年百分の六の割合を超過するときは其の超過額の二分の一以上を配當準備の爲別に積立つべし。前項の規定に依る積立金は後營業年度に於ける第一項の規定に依る補給金の計算に付ては之を配當し得べき利益金と看做す。

#### 第六章 監督及義務

第三十三條 政府は日本發送電株式會社の業務を監督する。

第三十四條 定款の變更、利益金の處分社債の募集、合併及解散の決議は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず。

第三十五條 日本發送電株式會社は主務大臣の認可を受くるに非ざれば電力設

務に附して前項の違反行爲を爲したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免ることを得ず。第一項の罰則は當該所有者法人なるときは取締役其の他法人の業務を執行する役員に未成年者又は禁治產者なるときには法定代理人に之を適用す。但し營業に關し成年者と同一の能力を有する者に付ては此の限に在らず。

#### 附 則

第四十三條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む。

第四十四條 政府は設立委員を命じ日本發送電株式會社の設立及開業準備に關する一切の事務を處理せしむ。

第四十五條 第五條第二項及第十一條の規定中日本發送電株式會社とあるは會社設立の場合に於ては設立委員とす。

第四十六條 第十三條に規定する訴は日本發送電株式會社が成立したるときは中斷す。此の場合に於ては設立委員を相手方として之を提起することを得。

前項の訴は日本發送電株式會社が成立したるときは中斷す。此の場合に於ては會社は訴訟手續を受継ぐことを要す。

第四十七條 設立委員は定款を作成し主

備若は其の附屬設備を譲渡し又は當該設備を所有權以外の權利の目的と爲すことを得ず。第二章の規定に依る場合を除き電力設備又は其の附屬設備の取得に付亦同じ。

第三十六條 主務大臣は日本發送電株式會社監理官を置き日本發送電株式會社の業務を監視せしむ。

第三十七條 日本發送電株式會社監理官は何時にも日本發送電株式會社の金庫、帳簿及諸般の文書物件を検査することを得。

日本發送電株式會社監理官は必要と認めるとときは何時にも日本發送電株式會社に命じ業務に關する諸般の計算及狀況を報告せしむることを得。

日本發送電株式會社監理官は株主總會の他諸般の會議に出席し意見を陳述することを得。

第三十八條 主務大臣は日本發送電株式會社の決議又は役員の行爲が法令、法令に基きて爲す處分若は定款に違反し又は公益を害すと認むときは其の決議を取消し又は役員を解任することを

第三十九條 日本發送電株式會社左の各號の一に該當するときは總裁又は總裁の職務を行ひ若は代理する副總裁を五千圓以下の過料に處す。副總裁又は理事の分掌業務に係るときは副總裁又は理事事を過料に處すること亦同じ。

一 本法又は本法に基きて發する命令に依り許可又は認可を受くべき場合に於て其の許可又は認可を受けざること。

二 本法に基きて爲す命令に違反したること。

第三十條 日本發送電株式會社の總裁、副總裁又は理事第二十一條の規定に違反し他の職務又は商業に從事したるときは千圓以下の過料に處す。

第四十一條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定は前二條の過料に付之を準用す。

第四十二條 出資の目的たる設備の所有者第六條の規定に違反し主務大臣の認可を受けずして電力設備又は其の附屬設備の現狀を變更したるときは千圓以下の罰金に處す。

第四十三條 日本發送電株式會社法は昭和十三年八月十日第507号勅令第五百七十六號

日本發送電株式會社法は昭和十三年八月十日第507号勅令第五百七十六號

日本發送電株式會社法は昭和十三年八月十日第507号勅令第五百七十六號

日本發送電株式會社法は昭和十三年八月十日第507号勅令第五百七十六號

日本發送電株式會社法は昭和十三年八月十日第507号勅令第五百七十六號

日本發送電株式會社法は昭和十三年八月十日第507号勅令第五百七十六號

日本發送電株式會社法は昭和十三年八月十日第507号勅令第五百七十六號

## 日本發送電株式會社法 施行令

（昭和十三年八月九日  
勅令第五百七十七號）

第一條 日本發送電株式會社法第十五條第一項の規定に依り株式の買入を請求せんとする者は其の株式の數及各株券の番號を記載したる請求書に株券を添附して之を日本發送電株式會社に提出すべし。

前項の請求者株式の買入代價の支拂いを爲す。

第二條 創立總會に於ては第二十條第三項の規定に依る社債券の交付に同意するに因り株主權を失ひたる者に對して

は其の買入代價の支拂と同時に請求書

提出の日より買入代價支拂の日（社債券を交付する場合に於ては第四條の交付の期日）の前日迄の遅延利息を支拂ふものとす。

**第三條** 日本發送電株式會社日本發送電株式會社法第十五條第三項の規定に依る社債券を發行せんとするときは左に掲ぐる事項を具し大藏大臣及遞信大臣に認可を申請すべし。

一 社債券を交付せんとする事由

二 社債の總額及各社債の金額

三 社債の利率

四 社債償還の方法及期限

五 利息支拂の方法及期限

**第四條** 日本發送電株式會社前條の認可を受けたるときは當該社債券の交付の期日及場所を指定し之を第一條第一項の請求者に通知すべし。

前項の交付の期日は株式買入の請求あつたる日より六月内なることを要す。

**第五條** 日本發送電株式會社法第十五條第三項に規定する社債券の時價は當該社債券發行の認可の日前六月間に於ける政府の支拂保證ある日本發送電株式本社の社債券の取引の平均相場を標準とし、六月間に於ける平均相場なきも

之より短き期間に於ける平均相場あるときは其の平均相場を標準とし、其の何れの平均相場もなきときは日本發送電株式會社の他の社債券又は類似會社の社債券の相場を參照し大藏大臣及遞信大臣之を定む。

**第六條** 日本發送電株式會社法第十五條第三項の規定に依り發行する社債券に關しては商法第一百九十九條、第二百條の二及第二百三條の規定を適用せず。

**第七條** 日本發送電株式會社は前條の社債券發行の日より二週間内に本店及支店の所在地に於て商法第二百四條の三第一項各號に掲ぐる事項を登記することを要す。

前項の登記の申請書には非訟事件手續法に掲ぐる書類に代へ當該社債の總額を證する書類を添附することを要す。

第一項の規定に依り登記したる事項中に變更を生じたときは二週間内に本店及支店の所在地に於て其の登記を爲すことを要す。

前項の登記の申請書には非訟事件手續法に掲ぐる書類に代へ當該社債の總額を證する書類を添附することを要す。

## 二 申請の目的及理由

電信大臣前項の申請書を受理したるとときは副本を相手方に送付し其の指定する期間内に答辯書を差出さしむべし前項の期間内に答辯書を差出さざるとときは電信大臣は申請書のみに依りて裁定を爲すことを得

第七條 電信大臣日本發送電氣株式會社法第十四條第二項の規定に依り裁定を爲したるときは裁定書に理由を附し之を當事者双方に送付すべし

第八條 日本發送電株式會社法第十四條第三項の規定に依る認可を受けんとするときは買收價格、買收範圍其の他買收の條件を記載したる申請書に當事者連署の上買收價格算出說明書を添へ之を當事者双方に送付すべし

第九條 日本發送電株式會社法第十六條の規定に依り日本發送電株式會社が同法第四條の規定に基く出資に伴ひ承繼すべき権利義務は出資の目的たる電力設備及其の附屬設備に付當該設備の所有者が出資の際有する権利義務にして左の各號の一に該當するものとす

一 行政廳又は管理者の許可、承認其の他の處分に基く河川、湖又は沼の

## 二 使用並に道路其の他公共の用に供する土地の占用又は使用に關する權利

二 出資の目的たる電力設備又は其の附屬設備を施設したる土地の使用的義務

三 第十條 日本發送電株式會社前條第一號の権利義務を承繼したるときは當該行政廳又は管理者に其の旨を届出づべし

四 第十一條 出資の目的たる設備の所有者は第九條各號に掲ぐる権利義務に付當該設備の所有者に其の部分は縮尺五萬分の一以上出資と同時に日本發送電株式會社に引渡すべし

五 第十二條 日本發送電株式會社第五條第二項の通知ありたる後出資の目的たる設備の所有者第九條第二號に掲ぐる権利義務に付當該契約を變更せんとするときは變更の事由及事項を具し電信大臣の認可を受くべし

六 第十三條 第六條及第七條の規定は日本發送電株式會社法第二十五條の補償又は同法第二十六條の負擔に關する裁定を爲す場合に之を準用す

七 本令は日本發送電株式會社法施行の日より之を施行す  
(第一號様式)  
出資設備調書

## (第一號様式)

一 送電關係一覽圖(電氣事業法施行規則第十號様式に準じ調製し且出資設備(出資の目的たる設備を謂ふ以下之に同じ)の部分は赤色を以て之を表示すべし)

二 平面圖(東京市、名古屋市、大阪市附近の部分は縮尺二十萬分の一以上その他の部分は縮尺五萬分の一以上とし發電所、變電所、開閉所の位置、電線路の中心線並に其の経過する道府縣郡市町村の境界及名稱、地勢、主要なる市街、鐵道、軌道等を記載すべし但し出資設備に屬する電線路中最大電壓十萬伏爾ト以上のものは黒色、五萬伏爾ト以上のものは赤色、五萬伏爾ト未滿のものは青色を以て之を表示し且出資設備以外の電線路と雖も適宜之を記載すべし)

三 運營上必要な書類、帳簿及圖面の目錄許可證、認可其の他の指令書註文購入往復文書、機械器具の仕様書、使用説明書、設備臺帳、試験成績書、使用説明書、設備臺帳、試験成績書、

## 電力管理に伴ふ社債處理に關する法律

(昭和十三年四月六日)  
(法律第七十八號)

事費概算及工事中のものに在りては落成豫定期日を記入すべし)

(一) 實測平面圖(電氣事業法施行規則第十七條に準じ調製すべし尙所有地、借地補償地を色別表示し其寸法及坪數を記載し又鐵塔線路に在りては各基毎に鐵塔の種類、重量(越)、基礎の種類、接地線の有無及其の種類(埋設地線其の他の別)を記載すべし)

(二) 借地、補償地に對する契約書寫

(三) 明細表(第二表に依り調製すべし)

(四) 送電設備(出資送電線路毎に記載すべし)

(五) 送電設備(出資送電線路毎に記載すべし)

(六) 汽力發電設備(出資發電所毎に記載すべし)

(七) 明細表(第三表に依り調製すべし)

(八) 說明書及圖面(電氣事業法施行規則第四號様式中送電設備の項に準じ調製すべし)

(九) 說明書及圖面(電氣事業法施行規則第四號様式中送電設備の項に準じ調製すべし)

(十) 說明書及圖面(電氣事業法施行規則第四號様式中發電設備の項に準じ調製すべし尙修繕工場内機械器具の裝置圖をも調製すべし)

(十一) 實測平面圖(縮尺二千分の一以上とし所有地、借用施其他を色別表示し寸法及面積を記入すべし但し(ロ)の一般平面圖を兼用することを得)

(十二) 借地其の他補償に對する契約書寫

(一) 實測平面圖(縮尺二千分の一以上とし所有地、借用施其他を色別表示し寸法及面積を記入すべし)

(二) 借地其の他補償に對する契約書寫

(三) 説明書及圖面(電氣事業法施行規則第十二條及第十六條の規定に依り日本發送電株式會社の設立又は増資の登記の時に於て同會社に移轉したる後と雖も仍其の工場財團に属するものとす

(四) 前項の場合に於ける登記に關し必要な事項は勅令を以て之を定む

(五) 第二條 日本發送電株式會社法第四條の規定に基き工場財團に屬する電力設備及び其の附屬設備を出資したる者は第四條第一項の規定に依り支拂義務の承繼ありたる場合を除くの外日本發送電株式會社が抵當權實行に因り受くることあるべき損失の補償に充つる爲勅令の規定むる所に依り相當の擔保を供託すべ

日本發送電株式會社は前項の規定に依り供託せられたるものとの上に質權を有す

## 第三條

前條第一項の出資者が出資設備を擔保とする社債の元金又は利息の支拂を怠りたる場合に於ては日本發送電株式會社は其の出資者に代り當該社債の元金又は支拂の利息を爲すことを得

## 第四條

日本發送電株式會社前項の規定により社債の元金又は利息の支拂を爲したるときは當該出資者に支拂ふべき株式配當金又は社債の償還金若は利息を以て其の元金又は利息の支拂額及避くることを得ざりし費用の償還に充當することを得

## 第五條

日本發送電株式會社前項の場合に於て

## 電力管理に伴ふ社債處理に関する件

(昭和十三年八月九日  
勅令第五百七十九號)

八月十日より之を施行す(昭和十三年八月九日勅令第五百七十八號)

第一條 昭和十三年法律第七十八號第二條第一項の規定に依り擔保として供託すべきものは國債又は日本發送電株式會社の株式若は社債とす前項に掲げざる有價證券と雖も日本發送電株式會社の同意ありたる場合は之を以て供託の目的と爲すことを得

第二條 昭和十三年法律第七十八號第二條第一項及前條の規定に依り供託すべき有價證券の數量及擔保價格は當事者間の協議に依る協議調はざるときは遞信大臣之を裁定す前項の規定に依り當事者間に協議調ひたるときは遞信大臣の認可を受くべし

第三條 昭和十三年法律第七十八號第二

該社債の種類又名稱並に承繼の期日を公告すべし此の場合に於ては政府は日本發送電株式會社及前項の出資者に對する旨を通知すべし

## 第六條

前項の承繼期日が日本發送電株式會社の設立又は増資の登記の日なるときは當該出資者に對し日本發送電株式會社法第十一條第一項の規定に依りて爲す

## 第七條

株式の割當は出資設備の價格より社債の承繼價格を控除したる金額に依る

## 第八條

政府は前條第一項の場合に於て必要ありと認むるときは勅令の定むる所に依り日本發送電株式會社をして第

## 第九條

二條第一項の工場財團に屬する殘存電力設備及其の附屬設備を買收せしむることを得

## 第十條

日本發送電株式會社法第十四條第二項乃至第五項の規定は前項の場合に於ける買收價格其の他の買收の條件に付之を準用す

## 第十一條

第一條及日本發送電株式會社法第三十一条の規定は第一項の場合に之を準用す

## 第十二條

日本發送電株式會社は命令の定むるものと外前條及日本發送電株式會社法第四條の規定に基き移轉せ

## 附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

昭和十三年法律第七十八號は昭和十三年

條第一項の規定に依り擔保を供託したる者は出資設備の屬する工場財團を擔保とする債務の額が減少したる場合又は出資設備の一部が抵當權者の同意を得て工場財團より分離せられたる場合に於ては供託物の一部の取戻を爲すことを得

前條の規定は前項の場合に於て取戻し得べき有價證券に之を準用す

第四條 司法大臣は昭和十三年法律第七十八號第二條第一項の供託に付ては特別の事由ある場合に於て適當と認むる銀行又は信託會社をして供託法第一條の規定に依る供託事務を取扱はしむることを得

前條の場合に於ける手續に關し必要な事項は司法大臣之を定む

第五條 日本發送電株式會社及昭和十三年法律第七十八號第二條第一項の出資者は同法第四條第二項の規定に依り遞信大臣の爲す通知を受けたるときは擔保附社債信託法第一項の規定に依り社債の總額を引受けたる者は各別に之を通知すべし

日本發送電株式會社社債の元利支拂義務を承繼したるときは擔保附社債信託法第三十四條第一項の規定に準じ登記を爲すべし但し登記の申請書には非訟事件手續法第一百九十一條第二項第二號乃至第五號に掲ぐる書類に代へ社債の承繼を證する書面及委託會社の登記簿の謄本を添附することを要す

第六條 社債の承繼の場合に於ける承繼價格及爲替相場又は當該社債の時價の變動に因る元利支拂上の差損益の決済方法は日本發送電株式會社及當該出資者の協議に依る協議調はざるときは遞信大臣之を裁定す

前項の規定に依り當事者間に協議調ひたるときは遞信大臣の認可を受くべし

前項の協定は日本發送電株式會社、當

第一項の裁定に不服ある者は其の通知を受けたる日より一月内に通常裁判所に出訴することを得

**第七條** 遞信大臣昭和十三年法律第七十八號第五條第一項の規定に依り日本發送電株式會社をして同法第二條第一項の工場財團に屬する殘存電力設備其の附屬設備を買收せしめんとするときは買收せしむべき設備の範圍及買收の期日を定め日本發送電株式會社及當該設備の所有者に其の旨を命令すべし

**第八條** 遞信大臣昭和十三年法律第七十八號八條第一項の規定に依り日本發送電株式會社をして保證を爲さしめんとするときは當該社債の種類及名稱を指定し同會社に其の旨を命令すべし

前項の保證は日本發送電株式會社並に當該社債の委託會社及受託會社の代表者の署名したる契約書を以て之を爲すことを要す

前項の契約を締結したるときは各會社遲滯なく之を公告すべし但し知れたる社債權者及擔保附社債信託法第二十九條第一項の規定に依り社債の總額を引受けたる者には各別に之を通知すべし前項の場合に於ては委託會社(受託會

託證書、發行契約證書其の他信託契約と同一の效力を有する契約證書の謄本當該工場財團を擔保とする一般債務に付ては契約證書の謄本を出資後遲滯なく日本發送電株式會社に交付すべし

**第二條** 昭和十三年勅令第五百七十九號第二條第二項の規定に依る認可を受け申請書に當事者連署の上之を遞信大臣に提出すべし

一 供託すべき有價證券の種類及名稱並に數量

二 擔保の額及有價證券の擔保價格に關する説明

三 協議の顛末

**第三條** 昭和十三年勅令第五百七十九號

第二條第一項の規定に依る裁定を受け申請人及相手方の名稱又は商號正副二通の申請書を遞信大臣に提出すべし

遞信大臣前項の申請書を受理したるときは副本を相手方に送付し其の指定する期間内に答辯書を差しむべし前項の期間内に答辯書を差しむべし前項の期間内に答辯書を差しむべし前項の期間内に答辯書を差しむべし

社が、社債原簿を備ふるときは受託會社(受託會社が社債原簿に其の契約の事項を記載し取締役の署名したる書面を以て受託會社(受託會社が社債原簿を備ふるときは委託會社)及擔保附社債信託法第二十九條第一項の規定に依り社債の總額を引受けたる者に之を通知することを要す

前項の書面を受けたる者は之を社債原簿の謄本に添附して保存すべし

**第九條** 昭和十三年法律第七十八號第六條の社債の委託會社又は其の承繼人は當該社債の受託會社と連署し大藏大臣及遞信大臣に對し同法第八條第二項の保證を申請することを得

前項の保證は大藏大臣及遞信大臣承認書を交付するに因りて其の效力を生ず前條第三項乃至第五項の規定に前項の場合に之を準用す

**第十條** 第五條第一項の協定並に第八條及前條の保證は信託契約と同じく總社債權者の爲に其の效力を生ず

擔保付社債信託法第七十條第二項、第七十一條、第七十八條、第八十二條第一項及第八十七條の規定は第八條及前條の保證に之を準用す

ときは遞信大臣は申請のみに依りて裁定を爲すことを得

**第四條** 遞信大臣昭和十三年勅令第五百七十九號第二條第一項の規定に依り裁定を爲したるときは裁定書に理由を附し之を當事者雙方に送付すべし

**第五條** 前四條の規定に依る認可又は裁定ありたるときは第一條の出資者は遅滞なく供託を爲し供託物受入の記載ある供託書の寫を日本發送電株式會社に交付すべし

**第六條** 第二條乃至第四條の規定は昭和十三年勅令第五百七十九號第三條の規定に依る取戻し得べき有價證券に關する規定は第一條の出資者は遅滞なく遞信大臣に之を届出すべし

**第七條** 第五條の規定に依り擔保の供託ありたるときは日本發送電株式會社は工場財團を擔保とする債務に關し元全の償還若は利息の支拂又は元利拂基金の交付を爲したるときは其の年月日及金額並に求償方法を記載し遞信大臣に之を届出すべし

**第八條** 昭和十三年法律第七十八號第二條第一項の出資者が出資設備の屬する工場財團を擔保とする債務に關し元全の償還若は利息の支拂又は元利拂基金の交付を爲したるときは其の年月日及

擔保付社債信託法第二十條、第二十一條及第三十一條の規定は第五條第二項の協定書、第八條第二項の契約書及而條第二項の承認書に之を準用す

**第十一條** 遞信大臣又は大藏大臣日本發送電株式會社をして昭和十三年法律第七十八號第四條第一項の規定に依り社債の元利支拂義務を承繼せしめ又は同法第八條第一項の規定に依り保證を爲さしむることを適當と認めたるときは兩大臣協議すべし

**附則** 本令は昭和十三年法律第七十八號施行の日より之を施行す

(昭和十三年八月九日)  
（遞信、大藏省令第一號）

## 電力管理に伴ふ社債處理に關する法律施行規則

第一条 昭和十三年法律第七十八號第二條第一項の出資者は出資設備の屬する工場財團を擔保とする社債に付ては信

第一條 昭和十三年法律第七十八號第二條第一項の規定に依り日本發送電株式會社が出資者に代り社債の元金の償還若は利息の支拂又は元利拂基金の交付を爲したるときは其の年月日及金額並に求償方法を記載し遞信大臣に之を届出すべし

第二條 日本發送電株式會社及昭和十三年法律第七十八號第二條第一項の出資者昭和十三年勅令第五百七十九號第六條第二項の規定に依る認可を受けるときは社債の承繼價格其の他承繼に關する條件を記載したる申請書に當事者連署の上左の書類を添へ之を遞信大臣に提出すべし

第三條 承繼價格並に爲替相場及時價の變動に因る元利支拂上の差損益の決済方法に關する説明書

第四條 承繼期日が日本發送電株式會社の設立又は増資の登記の日に非ざる場合に於ける承繼の對價の決済方法に關する説明書

第五條 第三條及第四條の規定は昭和十三年勅令第五百七十九號第六條第一

項の規定に依る裁定の場合に之を準用する

るもの以外のものとす

第十二條 昭和十三年法律第七十八號第四條の規定に依る社債の承繼ありたるときは被承繼會社は當該社債に関する

信託證書、發行契約證書其の他信託契約と同一の效力を有する契約證書及社債原簿の原本又は謄本其の他必要な

書類を日本發送電株式會社に引渡すべし

日本發送電株式會社、被承繼會社及受託會社社債の承繼に關する手續を完了したときは引渡ありたるもの目録

及社債の承繼に關する協定書の寫を添へ其の旨を遲滞なく大藏大臣及遞信大臣に届出づべし

第十三條 日本發送電株式會社法施行規則第六條乃至第八條の規定は昭和十三年法律第七十八號第五條第二項の規定

に依る買收價格其の他の買收の條件に關する裁定及認可の場合に之を準用す

第十四條 昭和十三年法律第七十八號第六條の規定に依り日本發送電株式會社の承繼する負擔及制限は遞信大臣に於て公益上支障あり、相互に兩立せず其他日本發送電株式會社に承繼せしむ

道事業者若は自家用電氣工作物施設者に對し當該設備に依る電力の生産若は遞信大臣の指定する者に對する供給を命じ又は渋電設備を有する電氣鐵道事業者若は自家用電氣工作物施設者に對し當該設備に依る電力の輸送若は遞信大臣の指定する者に對する

遞信大臣前項の規定に依る命令事項の實施の爲必要ありと認むるときは前項に規定する電氣鐵道事業者又は自家用電氣工作物施設者に對し其の有する電氣工作物に付修理其の他の事項を命ずることを得

第六條 第四條第一項又は前條第一項の規定に依る命令を爲す場合に於て遞信大臣必要ありと認むるときは命令事項の實施の爲必要なる工事費用の負擔其の他の事項に關し關係の電氣事業者、自家用電氣工作物施設者は電力の供給を受ける者に對し協議を命ずることを得此の場合に於て協議調はす又は協議を爲すこと能はざることは遞信大臣の裁定する所に依るべし

第八條 遷信大臣は第三條第一項若は第四條第一項の規定に依る制限若は禁止又は第三條第一項、第四條第一項若は第五條第一項の規定に依る命令を爲したる場合に於て必要ありとむるときは電氣供給事業者又は第五條第一項の規定に依る命令を受けたる者に對し電氣料金其の他の供給條件に關し必要な命令を爲すことを得

第九條 遷信大臣は自家用電氣工作物施設者に對し本令に依りて爲す制限、禁止又は命令、通達に付事業主に代るべき管理人の選任を命ずることを得

第十條 國家總動員法第十七條の規定に基き補償すべき損失は第四條、第五條又は第七條第一項の規定に依る處分に因る通常生ずべき損失とす

損失の補償を請求せんとする者は處分が期間を指定して爲されたるものなるときは當該期間終了後、其の他のものなるときは處

第一號又は朝鮮電氣事業令第一條第二號

掲げる事業を營む者、自家用電氣工作物施設者とは電氣事業法第三十條第一項若は朝鮮電氣事業令第三十三條第一項の規定に基づいて發する命令の規定に依り届出を爲し若は認可を受けて強電流電氣工作物を施設したる者又は樺太に於て電壓十ボルト以上の自家用電氣工作物を施設したる者を謂ふ

第三條 遷信大臣は電力の消費者に對し一般的に地域、期間、用途又は其の他の事項を指定して電力の消費を制限若は禁止し又は其の制限若は禁止の爲必要なる措置を命ずることを得

電氣供給事業者は前項の規定に依る制限若は禁止又は命令ありたる場合に於ては電力の供給に關し適當なる措置を講じ當該事項の實施を円滑ならしむることを旨とすべし

第四條 遷信大臣は電氣供給事業者に對し當該供給事業に關し電力の供給若は受入を命じ又は電力の供給を制限若は禁止することを得

第五條 遷信大臣は電氣供給事業者に對し前項の規定に依る命令、制限又は禁止の爲當該供給事業に關し適當なる措置を命ずることを得

第六條 遷信大臣は電氣供給事業者に對し前項の規定に基き電力の生産、配給若は消費に關し必要な報告を徵し又は該官吏をして電氣工作物を施設したる場所其の他の必要ある場所に臨檢し業務の状況若は帳簿類其の他の物件を検査せしむることを得

第七條 遷信大臣は本令に定むる職權の一部を遞信局長又は地方長官(東京府に在りては警視總監)に委任することを得

第八條 本令の施行に關する重要事項に付行政官廳の諮詢に應する爲電力調整委員會を置く

第九條 遷信大臣は本令の施行に關する重要事項に付内閣總理大臣に協議すべし

第十條 本令中遞信大臣とあるは朝鮮に在りては朝鮮總督、臺灣に在りては臺灣總督樺太に在りては樺太長官とし遞信局長又は

地長官とあるは朝鮮に在りては朝鮮總督府遞信局長又は道知事、臺灣に在りては臺灣總督府交通局總長又は州知事若は廳長とす  
第十六條 第十三條及第十四條の規定は朝鮮臺灣及樺太に在りては之を適用せず

## 附 則

本令は昭和十四年十月二十日より之を施行す但し朝鮮、臺灣及樺太に在りては昭和十四年十月二十七日より之を施行す

(昭和十四年十月十八日)  
(遞信省令第四十六號)

本令は昭和十四年十月二十日より之を施行す

但し朝鮮、臺灣及樺太に在りては昭和十四年十月二十七日より之を施行す

## 電力調整令施行規則

(昭和十四年十月十八日)  
(遞信省令第四十六號)

第一條 新に電力を受電し又は新規電力を増加して電力消費を爲さんとする者は左の區別に依り遞信大臣又は遞信局長の認可を受くべし但し告示を以て指定する場合は此の限に在らず、  
一 新規受電電力又は増加受電電力一千キロワット以上のものに在りては遞信大臣  
二 其の他のものに在りては遞信局長

第一條 前條の規定に依り認可を受けんとするときは申請書に左に掲ぐる事項を記載し之を當該官廳に提出すべし

- 一 電力を必要とする事由
- 二 申請の目的及事由
- 三 豫定電氣供給事業者  
ものに在りては現在の受電
- 四 受電時間  
電力を記すべし
- 五 受電開始定期日
- 六 電力消費装置の施設場所及概要
- 第三條 電氣供給事業者別に告示を以て指定する限度を超ゆる電力消費装置を新設又は増設して電力の消費を爲さんとする者に對し電力を供給せんとするときは第一條の規定に依る認可を受けたる者に對し電力を供給せんとする場合を除く外遞信局長の認可を受くべし
- 第四條 電力調整令第六條又は第七條第一項に規定する協議調ひたるときは當事者連署の上契約書の謄本を添へ其の旨を當該命令官廳に届出づべし
- 第五條 電力調整令第六條又は第七條第一項の規定に依り裁定を受けんとするときは左の項を記載したる申請書の正本に相手方の員數に相當する數の副本を添へ之を當該命令官廳に提出すべし
- 一 申請人及相手方の氏名又は名稱及住所

第八條 電力調整令第十一條第一項の規定による證票は別訂様式に依る

第九條 電力調整令第四條乃至第六條、第七

條第一項、第九條又は第十一條第一項に定むる遞信大臣の職權は本令に規定するもの

を除く外遞信局長を行ふことを得

電力調整令に定むる遞信大臣の職權は別に告示する所に從ひ地方長官(東京府に在りては警視總監)之を行ふことと傳

第十條 第一條、第四條、第五條第一項又は第七條の規定に依り申請書又は届書を遞信大臣に提出する場合に於ては同時に其の副本を事業地を管轄する遞信局長に提出すべし

## 附 則

本令は電力調整令施行の日より之を施行す

(註)別記様式は之を省略す

電力調整令施行規則第一條但書の規定に依り許可を受くることを要せざる場合指定期

(昭和十四年十月十八日)  
(遞信省告示第三千三十五號)



器用布の製造を爲さんとするとき

### 毛檻樓配給統制規則

(昭和十四年二月二十四日)

第一條 本則に於て毛檻樓とは羊毛、山羊毛

又は駒駒毛を重量割合に於て五割以上用ひ

製造したる毛製品(フェルト地及フェルト

製のものを除く)の檻樓又は肩を謂ふ。

第二條 毛製品(羊毛、山羊毛又は駒駒毛を

重量割合に於て一割以上用ひて製造したる

もの以下同じ)製造業者又は反毛業者は商

工大臣の指定したる者(以下統制組合と稱す)

以外の者より毛檻樓を買受け又は受託

加工其の他何等の名義を以てするを問はず

自己の所有に屬せざる毛檻樓を受入ることを得ず但し左の各號の一に該當する場合は此の限りに在らず

一 軍より毛檻樓を受入るとき

二 毛檻樓を輸入するとき

三 毛製品製造業者又は反毛業者にして檻樓の販賣業を営むもの販賣の目的を以て買受くるとき

四 特別の事情に依り地方長官の許可を受けるとき

第三條 統制組合以外の毛檻樓の蒐集業者又

は左記の場合に限ること

反毛業者が反毛實績(軍需を除く)の範圍内に於て毛糸紡績業者、帽體製造業者又は反毛業者の委託を反毛する目的を以て毛檻樓を受入れんとするとき

一、附則第二項の規定に依る許可是左の場合に限ること

イ、反毛業者が毛糸紺業者、帽體製造業者又は反毛業者に外の者より委託を受け本則施行前に受入れたる毛檻樓にして本則施行當時現に前切機に仕掛中のものを反毛せんとするとき

ロ、反毛業者が毛糸紺業者、帽體製造業者又は反毛業者に外の者より委託を受け本則施行前に受入れたる毛檻樓にして本則施行當時現に前切機に仕掛中のものを反毛せんとするとき

三、前各項の外特別の事情に依り許可を爲さんとするときは豫め當省に打合すこと

### 輸出綿製品配給統制規則

(昭和十三年六月三十日)

改正 (商工省令第六十一號、

第七十六號、第八十六號、第五百五

號、昭和十四年商工省令第十四號  
數布地、別珍、コール天、再織及ベダリン

### 毛檻樓配給統制規則第二條の規定に依る團體指定に関する件

(昭和十四年二月二十四日)

第三條 別表甲號に掲ぐる者は輸出品として

輸出する場合及特別の事情に依り商工大臣の

許可を受けたる場合は此の限りに在らず

第四條 別表甲號に掲ぐる者は輸出品又は輸

出品の原料若し材料に用ふるものとして製

造したる綿織物(以下輸出用綿織物と稱す)を日本綿糸布輸出組合聯合會所屬組合の組合員以外の者に販賣すること、得ず但し自ら輸出する場合、取引所に於て販賣する場合及特別の事情に依り商工大臣の許可を受ける場合は此の限りに在らず

第五條 別表甲號に掲ぐる者は日本綿糸布輸

出組合聯合會所屬組合の組合員輸出用綿織

物を他人に委託して加工せんとするときは、豫め受託者の氏名又は名稱を商工大臣に届出づべし

第六條 日本綿糸布輸出組合聯合會所屬組合の組合員は自ら輸出する場合を除く外其の買

受けたる輸出用綿織物を組合員及別表乙號に掲ぐる者以外の者に販賣することを得ず但し取引所に於て販賣する場合及特別の事

情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限りに在らず

第七條 別表乙號に掲ぐる者は其の買受けたる輸出品用綿糸又は輸出用綿織物を輸出品の原料及材料以外のものに使用し又は之を

は販賣業者は前條但書の場合を除くの外毛製品製造業者又は反毛業者に對し毛檻樓を販賣(本則施行前に爲したる契約に依る引渡を含む以下同じ)することを得ず

第四條 毛檻樓の販賣業者は販賣の目的を以て買受けたる毛檻樓を販賣以外の用に供することを得ず

第五條 商工大臣特に必要ありと認むるときは販賣の價格及期限を定め毛檻樓を所有する者に對し之を統制組合に販賣すべきことを命ずることあるべし

### 附 則

本則は昭和十四年一月十七日より之を施行す但し第一條乃至第四條中モスリン、莫大

小毛糸及半編毛糸並に其の製品の檻樓又は

檻樓以外の手檻樓に關する規定の施行の期日は別に之を定む

反毛業者他人の委託を受け反毛する目的を以て本則施行前に受入れたる毛檻樓(軍より

受入れたるもの除く)は地方長官の許可を受くるに非ざれば之を反毛することを得ず

前項の許可を受ける者は本則施行の日より一週間以内に之を申請すべし

毛檻樓配給統制規則は昭和十四年一月廿四日附を以て公布相成同年一月二十七日より施行せらるることと相成候處右は反毛用原

料となるべき檻樓の黒給調整を圖らんが爲なるを以て關係業者をして充分本則の趣旨を理解せしめ苟も違反行爲無からしむると共に關係官を督勵し之が取締上遺憾無き様取計相成度尙之が運用に付ては左記各項に依り取扱相成度依命此段及通牒候也

一、規則第一條但書第四號の規定に依る許可記

一、規則第一條但書第四號の規定に依る許可

クロースを除く以下同じ)は別表甲號に掲ぐる者の外輸出品(關東州、滿洲國又は中國民國に輸出するものを除く以下同じ)又は輸出品の原料若し材料に用ふるものとして之を製造することを得ず但し別表甲號に掲ぐる者が他人に委託して之を製造することを妨げず

別表甲號に掲ぐる者前項但書の規定に依り他人に委託して製造せんとするときは豫め受託者の氏名又は名稱を商工大臣に届出づべし

第一條 別表甲號に掲ぐる者は輸出品として製造したる綿糸(以下輸出綿糸と稱す)を別表甲號に掲ぐる者及日本綿糸布輸出組合聯合會所屬組合の組合員以外の者に販賣することを得ず但し取引所に於て販賣する場合は此の限りに在らず

第二條 別表甲號に掲ぐる者は輸出品の原料又は材料に用ふるものとして製造したる綿織物(以下輸出用綿織物と稱す)を別表甲號に掲ぐる者以外の者に販賣することを得ず但し取引所に於て販賣する場合は此の限りに在らず

第三條 別表甲號に掲ぐる者は輸出品の原料又は材料に用ふるものとして製造したる綿糸(以下輸出綿糸と稱す)を別表甲號に掲ぐる者以外の者に販賣することを得ず但し取引所に於て販賣する場合は此の限りに在らず

第四條 別表甲號に掲ぐる者は輸出品の原料又は材料に用ふるものとして製造したる綿織物(以下輸出用綿織物と稱す)を別表甲號に掲ぐる者以外の者に販賣することを得ず但し取引所に於て販賣する場合は此の限りに在らず

第五條 別表甲號に掲ぐる者は日本綿糸布輸出組合聯合會所屬組合の組合員輸出用綿織物を他人に委託して加工せんとするときは、豫め受託者の氏名又は名稱を商工大臣に届出づべし

第六條 日本綿糸布輸出組合聯合會所屬組合の組合員は自ら輸出する場合を除く外其の買

受けたる輸出用綿織物を組合員及別表乙號に掲ぐる者以外の者に販賣することを得ず但し取引所に於て販賣する場合は此の限りに在らず

第七條 別表乙號に掲ぐる者は其の買受けたる輸出品用綿糸又は輸出用綿織物を輸出品の原料及材料以外のものに使用し又は之を

販賣することを得ず

第八條 別表乙號に掲ぐる者は其の買受けたる輸出品用綿糸又は輸出用綿織物を原料又は材料として製造したる物品を別表乙號に掲ぐる者及別表丙號に掲ぐる者以外の者に販賣することを得ず但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第九條 別表丙號に掲ぐる者は輸出註文(關東州、満洲國又は中華民國向のものを除く)に基く場合の外前條の物品を買受くることを得ず

別表丙號に掲ぐる者は其の買受たる前條の物品を本邦、關東州、満洲國又は中華民國に於ける消費に充つる爲販賣することを得ず

第十條 日本綿糸布輸出組合聯合會所屬組合の組合員は輸出綿糸に在りては前月より起算し過去六月間の販賣數量の平均一月分を超ゆる數量を、輸出用綿織物に在りては前月より起算し過去六月間の販賣數量の平均一月分を超ゆる數量を保有することを得ず但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受ける場合は此の限に在らず

#### 附 則

本則は昭和十三年七月一日より之を施行す  
第一條の規定は本則に仕掛中のものに付ては之を適用せず

附則(昭和十三年八月二十五日第七十六號)

本令は公布の日より之を施行す

附則(昭和十三年十月七日第八十六號)

本令は公布の日より施行す

附則(昭和十三年十一月十七日第百五號)

本令は公布の日より之を施行す

附則(昭和十四年三月四日第十四號)

本令は公布の日より之を施行す

#### 別 表

(甲號) 大日本紡績株式會社、福島紡績株式會社、協和紡績株式會社、東洋紡績株式會社、天磯紡織株式會社、明正紡織株式會社、内外紡織株式會社、小津武林起業株式會社、柏原紡織株式會社、大阪織物株式會社、綿華紡績株式會社、岸和田紡績株式會社、泉州織物株式會社、株式會社寺田紡織工廠、目塚紡織株式會社、和泉織物株式會社、佐野紡績株式會社、吉見紡織株式會社、大阪紡績株式會社、和歌山紡織株式會社、南海紡績株式會社、昭和紡績株式會社、昭光紡績株式會社、内海紡織株式會社、日出紡織株式會社、日高紡織株式會社、辻紡織

株式會社、龍田紡績株式會社、正穀株式會社、琴浦紡績株式會社、倉敷紡績株式會社、倉敷撫系紡績株式會社、株式會社半田紡織宇部紡績株式會社、出雲製織株式會社、德島紡績株式會社、明治紡績株式會社、おたふくわた株式會社、國光紡績株式會社、吳羽紡績株式會社、近江帆布株式會社、湖東紡績株式會社、大正製綿株式會社、若林製織紡績株式會社、東海紡績株式會社、大町紡績株式會社、平田製織株式會社、森林紡績株式會社、株式會社服部商店、株式會社近藤紡績所、帝國撫系織物株式會社、株式會社杉野紡績所、豐田紡績株式會社、豊田押切紡織株式會社、愛知織物株式會社、内外紡織株式會社、大府紡織株式會社、中央紡績株式會社、日清紡績株式會社、東洋紡織株式會社、三光紡績株式會社、堺橋紡績株式會社、中村卓爾、鎌淵紡績株式會社、富士瓦斯紡績株式會社、阪津紡績株式會社、阪津紡織株式會社、大東紡織株式會社、兩毛製織株式會社、足利紡績株式會社、日東紡織株式會社、旭紡織株式會社、帝國製糸株式會社、泊紡績株式會社、東邦紡績株式會社、西川紡績所西川篤次郎、織田紡績工所織田

#### 國產羊毛の購買制限に關する件

(昭和十四年四月二十四日  
商工省令 第十九號)

綿羊より本邦内に於て剪取したる羊毛(反毛及毛製品製造過程に於て、發したる肩毛を除くは之を買受け(本令施行前に爲したる契約に依り受入る場合を含む)若は移入又は受託加工其の他何等の名義を以てするを問はず自己の所有に屬せざる羊毛を受入ることを得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は其の限に在らず

#### 附 則

本令は昭和十四年四月二十七日より之を施行す

#### 國產羊毛の購買制限に関する件施行に關する件

(一四調整第一八三八號昭和十四年四月二十一日臨時物資調整局  
次長通牒)

標記御取扱は昭和十四年四月二十四日附にて公布同年四月二十七日より施行せらるることと相成候處右は國產羊毛を民需用の消費に充つる爲購買することを原則として禁止し國產羊毛は總て之を車に買上ぐる目的に出づるものなるを以て貴管下關係業者をして充分本命此段及謹候也

#### 織維工業設備に關する件施行に關する件

(一四調整第一七一號昭和十四年六月二十一日商工次官通牒)

織維工業設備に關する件は今般改正せらるると共に同令第一項の規定に依る設備は商工省告示第百三十六號を以て指定せられ来る六月二十三日公布可相成否に有之候處之が取扱に付ては左記各項御含置の上可然措置相成度依

系の引渡を爲すことを得ず但し昭和十三年十月又は十一月に引渡を爲す純綿糸にして其の販賣價格が本則施行の日に於ける其の最高價格を超えるものに付ては此の限に在らず

附則(昭和十四年一月九日第一號)

本令は公布の日より之を施行す

舊規定に違反したる行爲に付ては仍從前の例に依る

別記業式(略)

## 記

一、企業者所有の設備にして倉庫等に貯置しあるものを据付けんとする場合又は現に据付ある設備を他の自家工場に移轉せしむる場合は新設又は増設として取扱ふこと

二、省令中改造とは設備の動力化、カードの山數の變更、リング精紡機のハイドラフト化鐵巾の變更、杼箱の變更、ドビー又はデヤカード取付、テンタードの巾又は長の變更其の他生産能力に關係を有する變改を謂ひ

チエンヂホキールの取換、紡糸口の取換其他消耗又は破損部分の取替又は修繕等は之を改造として取り扱ふこと

三、省令中譲受け又は借受けは無償にて之を爲すものをも含むこと（家督相續に依り設備を繼承する場合は譲受けに該當せず）

四、同第六號の人道網及同第七號のステーブルファイバーとは纖維素又はカゼインを原料としたものを謂ふこと

五、左の各號の一該當するものは許可することとし、然らざるものは原則として許可せざること

六、左の各號の一に該當せざるものにして特別の事由に依り許可を爲さんとするときは豫め本省に打合せを爲すこと

從前の規定に依り爲したる許可は之を本令に依り爲したものと看做す

## 纖維工業設備に関する件

### 第二項の規定に依る設備

#### 指定に関する件

(昭和十四年六月二十三日)

纖維工業設備に関する件第一項の規定に依る設備左の通指定し昭和十三年一月商工省告示第三十一號は之を廢止す

本告示は昭和十四年七月一日より之を施行す  
△洗毛機△ガーネット機△ラグマシン△廻切機△カード△ドレッシングフレーム△梳篠機△練條機△粗紡機△精紡機（ガラ紡糸製造用精紡機を含む）△撚糸機△管卷機△整絞機△練條機△メリヤス機△レース機△組紐機△製網機△製綱機△帽體成形機△毛燒機△起毛機△剪毛機△精練機△洗淨機△シリケット機△刷付機△縮戻機△脱水機△乾燥機△幅出機△カレンダ△蒸布機△捺染機△浸染機△酸化機△メリヤス解舒機△熟成槽△紡糸機△叩解機△抄取機△製膜機

## 纖維製品製造制限規則

(昭和十四年九月五日)

纖維工業關係

從前の規定は輸出品又は輸出品の原料若は

附 則

二五一

(改正昭和十四年商工省令第三十一號)

左の各號の一に該當する物品の製造又は加工を爲し又は爲さんとする者其の製造又は加工に使用する設備を新設し、増設し若は改造し又は之を譲受け若は借受けんとするときは地方長官の許可を受くべし

一、編又は其の製品

二、羊毛（山羊毛及騎駒毛を含む）又は其の製品

三、兎毛又は其の製品

四、麻又は其の製品

五、絹又は其の製品（生糸を除く）

六、人造網又は其の製品

七、ステーブルファイバー又は其の製品

八、紙又は其の製品

九、セロファン又は其の製品

十、前各號に掲ぐる物品の故、屑又は櫻糸

前項の設備は商工大臣之を指定す

附 則

(昭和十四年六月二十三日第三十一號)  
本令は昭和十四年七月一日より之を施行す  
從前の規定に違反したる行爲に付ては仍從前の例に依る

(昭和十四年六月二十三日第三十一號)  
本令は昭和十四年七月一日より之を施行す  
從前の規定に違反したる行爲に付ては仍從前の例に依る

本令は昭和十三年一月十八日より之を施行す  
前項の設備は商工大臣之を指定す

附 則

左の各號の一に該當せざるものにして特別の事由に依り許可を爲さんとするときは豫め本省に打合せを爲すこと

（イ）今般新に指定相成たる設備にして改正省令施行當日現に据付中の設備

（ロ）新設、増設、改造、譲受け又は借受けに關し臨時資金調整法第四條の規定に依り許可又は認可を受けたる設備

（ハ）輸出網織物取締法施行規則第三十九條及同第四十八條の規定に依り商工大臣の許可を受けたる設備

（ニ）公立工業研究指導機關に於て國庫の補助を受けたる設備又は商工省工業研究獎勵金の交付を受けたる設備

（ホ）纖維需給調整協議會に登録したる設備

（ト）輸出の振興又は製品の高級化等を計る爲生産能力の増大を來さざる程度に於て改造を爲さんとする場合

（チ）個人經營を法人組織に改むるが如く經營の實體に變更なく單に其の人格のみを變更する際之に伴ひ設備を譲受けんとする場合

（テ）個別に其の人格のみを譲受けんとする場合

（チ）個人經營を法人組織に改むるが如く經營の實體に變更なく單に其の人格のみを變更する際之に伴ひ設備を譲受けんとする場合

本則昭和十四年十月五日より之を施行す

別表

甲 號

ステーブルファイバー織物（毛を重量割合に於て一割以上含むものを除く）  
ステーブルファイバー莫大小地

乙 號

ステーブルファイバー織物（毛を重量割合に於て一割以上含むものを除く）  
ステーブルファイバー莫大小地  
ステーブルファイバー莫大小地  
レット及重足を除く）  
綿莫大小靴下（別記様式略）

商工省令第四十七號

（昭和十四年九月五日）

毛織物製造制限規則中左の通改正す  
(毛織物製造制規則)を(毛織機封締規則)に改む

附 則

本令は公布の日より之を施行す

増  
訂

- ▲法規集七十六頁三段目最後の「第四十六條創立總會終結したるときは」の次に左記増補
- 設立委員は其の事務を日本產金振興株式會社社長に引渡すべし
- 第四十七條 本法施行の際日本產金振興株式會社又は之に類似の名稱を以て商號と爲す會社は本法施行後六月以内に其の商號を變更することを要す
- 第三十六條の規定は前項の期間内之を前項に掲ぐる者に適用せず
- 第四十八條 登錄稅法第六條第一項第十  
一號中「又は燃料興業債券」を「燃料興業債券又は產金振興債券」に改む
- 第四十九條 金資金特別會計法第四條中「又は國債」を「國債、產金振興債券又は總額二千五百萬圓を限り日本產金振興株式會社株式」に改む
- 日本產金振興株式會社は昭和十三年六月十八日より之を施行す（昭和十三年六月十七日勅令第四百十八號）
- ▲法規集八十三頁の一段目の最初「者又

は獎勵金の交付を受けたる者左の「前に左記插入

様式第三號に依る申請書を商工大臣に提出すべし

第十五條 商工大臣必要ありと認むるときは獎勵金交付の指令を受けたる者に對し其の探鑄作業又は會計に關し報告

を爲さしめ書類、帳簿又は探鑄作業の狀況の検査を爲すことあるべし

第十六條 獎勵金交付の指令を受けたるときは陸軍大臣は申請書のみに依りて裁定することあるべし

▲同百六十二頁三段目の最後「第八條航空機製造事業法第十五條第三」の次に左の如く插入

項の規定に依る陸軍の當該官吏は監督官長並に陸軍航空本部所屬の監督官及

會計監督官とし其の身分を示す證票は別記様式に依る

第九條 陸軍用航空機製造會社航空機製

造事業法第十七條第四項の規定に依り裁定を受けんとするときは左の事項を記載したる正副二通の申請書を陸軍大

臣に提出すべし

二 申請の目的及理由

陸軍大臣は前項の申請書を受理したる

本令は公布の日より之を施行す

（別記様式略）

附 則

本令は公布の日より之を施行す

（別記様式略）

附 則

本令は公布の日より之を施行す

（別記様式略）

【昭和十五年産業年鑑】  
昭和十五年六月二十三日印刷

定價 上製金參圓

普及版金貳圓

東京市京橋區築地三丁目八番地

編輯兼  
發行人

白井 實

東京市芝區新橋五丁目二六番地

印刷人 小林繁次郎

複製不許

東京市京橋區築地三丁目八番地

發行所 工業日々新聞社

電話京橋(56)二一五・二一六番  
振替口座東京八〇四八三番  
大阪支社  
名古屋支社  
支局

大阪市北區梅田新道  
名古屋市千種區花田町二丁目  
札幌・仙臺・松本・京城・臺中・奉天

創立 明治三十九年  
資本金壹千萬圓

本店 大阪市北區梅田新道  
關東營業所 東京市京橋區銀座八  
關西營業所 (本店内)

取締役社長 廣瀬鉄太郎  
専務取締役 小倉誠介  
常務取締役 柴山佳四郎

目種業營  
火災保險  
海上保險  
運送保險  
傷害保險  
自動車保險  
信用保險  
航空保險

支店 京都・横濱・神戶・名古屋・仙臺  
出張所 福岡・京城・新京・金澤

# 共同火災保險株式會社

素の氣元るすに子い強

# 明治キヤラナル

社會式株葉製治明



百點賞附  
どの種類のキヤラ  
ナルにもあります

祝 奉

年百六千ニ元紀

高

橋本日・京東

屋島高

(休過曜月)



# 株式會社 第百銀行

取締役頭取　關根善作

**内國業務** (諸預金・諸貸出金・送金爲替  
諸取立・保護預・代理事務)  
**外國業務** (輸入爲替の取扱・輸出爲替の買取  
送金・各種信用状の發行  
輸出入代金取立)

本店 東京市日本橋區通一丁目

所在地 (東京・八王子・横濱・川崎・名古屋)  
水戸・福島・山形・宮城・岩手・長野・岐阜・愛知・三重・滋賀・京都・大阪・奈良・和歌山・高知・福岡・大分・熊本・鹿児島・沖縄

(其他全國樞要の地に支店出張所あり)

資本金 壱億五千萬圓  
諸積立金 七千四百萬圓

東京市麹町區大手町一丁目六番地

株式會社 安田銀行

電話丸ノ内 (23)

番號表  
長三三三  
四四四四  
五六五  
九〇一一  
番番番

全國支店 一百三十箇所

東京市日本橋區室町一丁目一番地  
電話 日本橋(24) 代表一、二二一、二二〇  
長二、三〇一

長二、三〇五

廣三、四六



株式會社

# 三井銀行

## 支店所在

| 内 地       |
|-----------|
| 池袋(東京)    |
| 丸之内(東京)   |
| 横浜        |
| 阪神        |
| 若松(九州)    |
| 大阪        |
| 西都        |
| 戸西        |
| 大連        |
| 上連        |
| ロンドン      |
| 福岡        |
| 大阪        |
| 川口        |
| 名古屋       |
| 新宿        |
| 大阪        |
| 古川        |
| 阪口        |
| 島根        |
| 黒磯(東京)    |
| 宿(東京)     |
| 小樽        |
| 名古屋       |
| 上津        |
| 大阪堂島      |
| 大阪船場      |
| スラバヤ(ジャワ) |
| ニューヨーク    |



株式

# 日本興業銀行

東京市麹町區丸ノ内一丁目八番地

中小工業資金低利融通  
各種財團擔保長期工業金融  
普通銀行業務・地方債社債引受

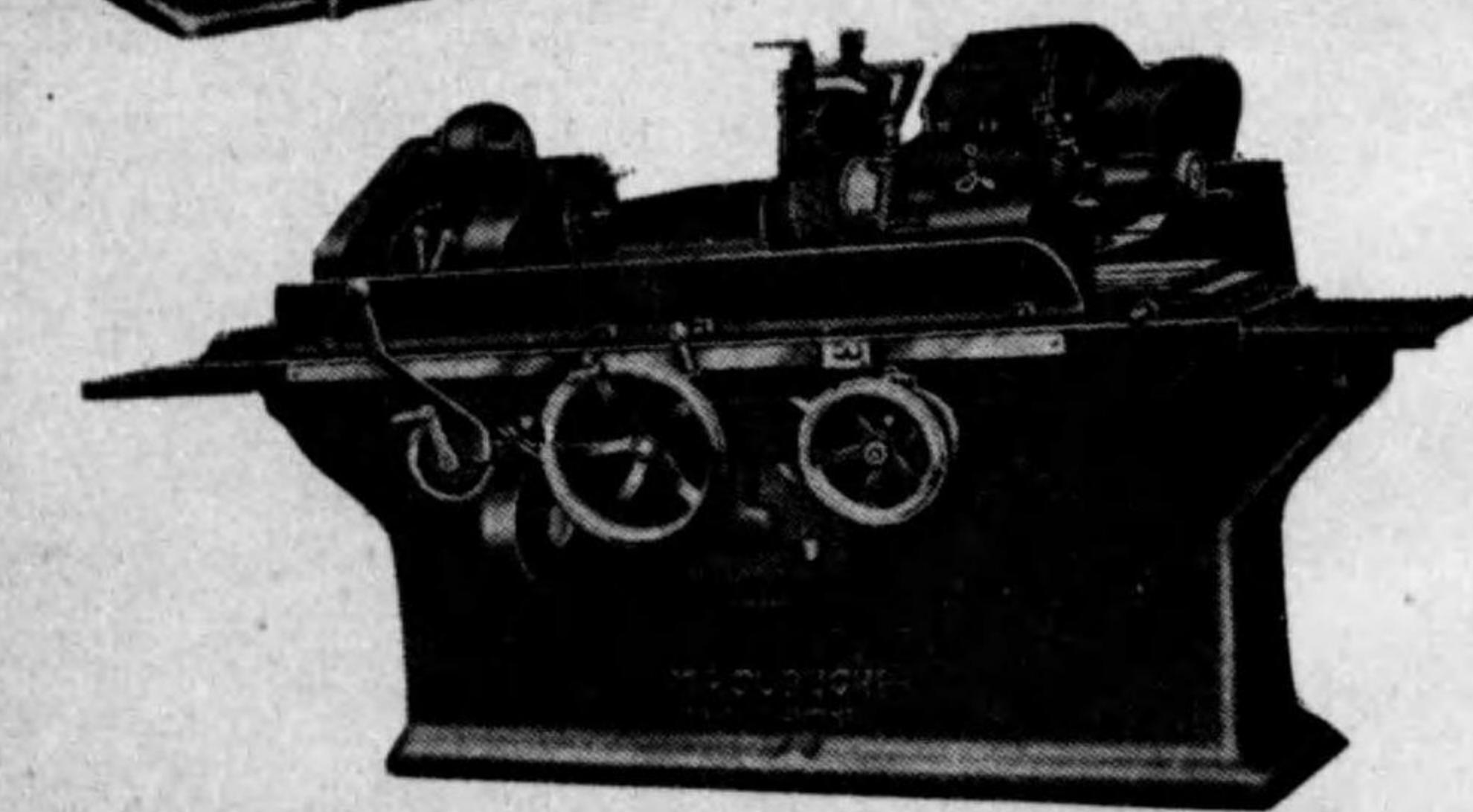
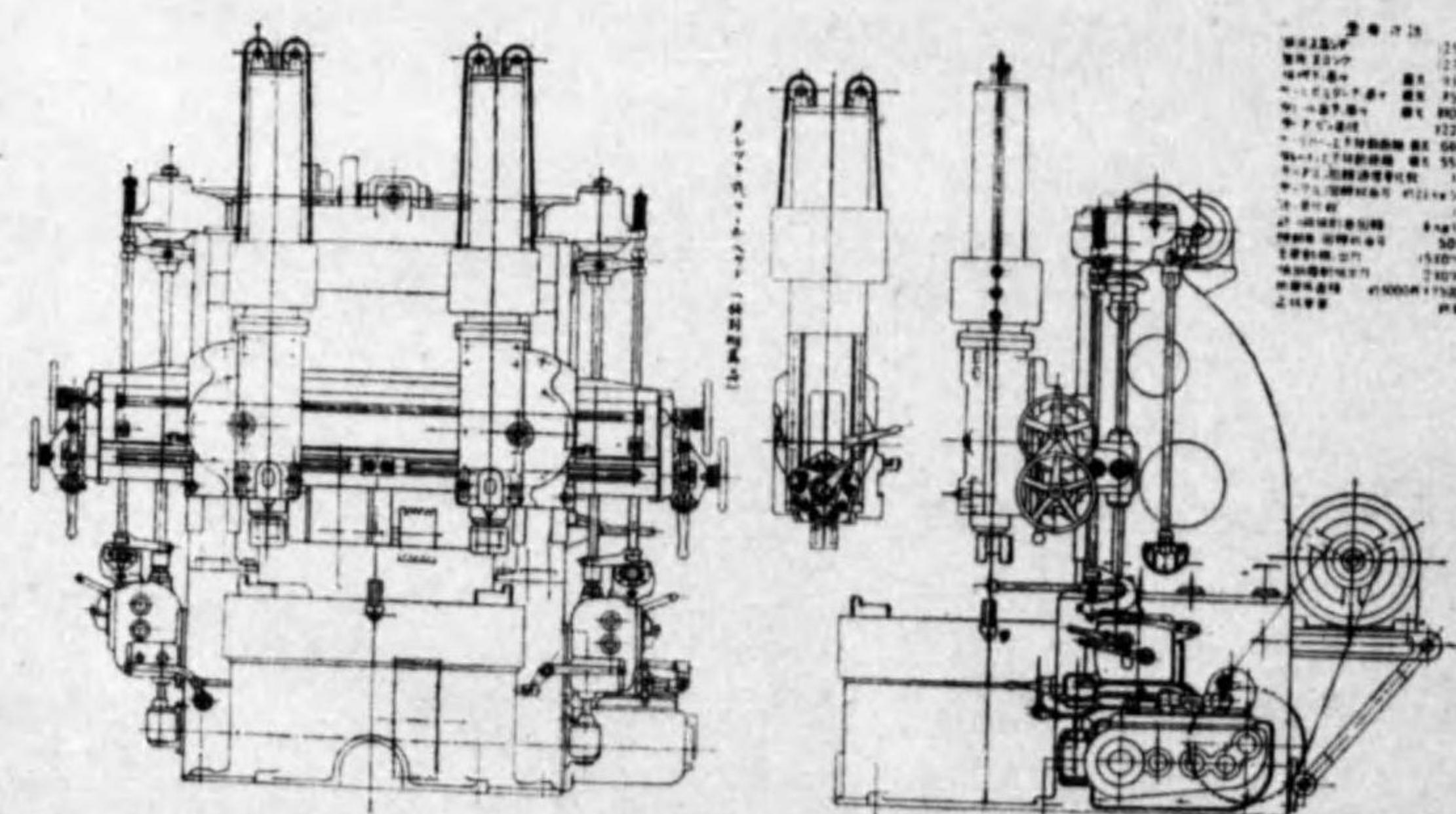
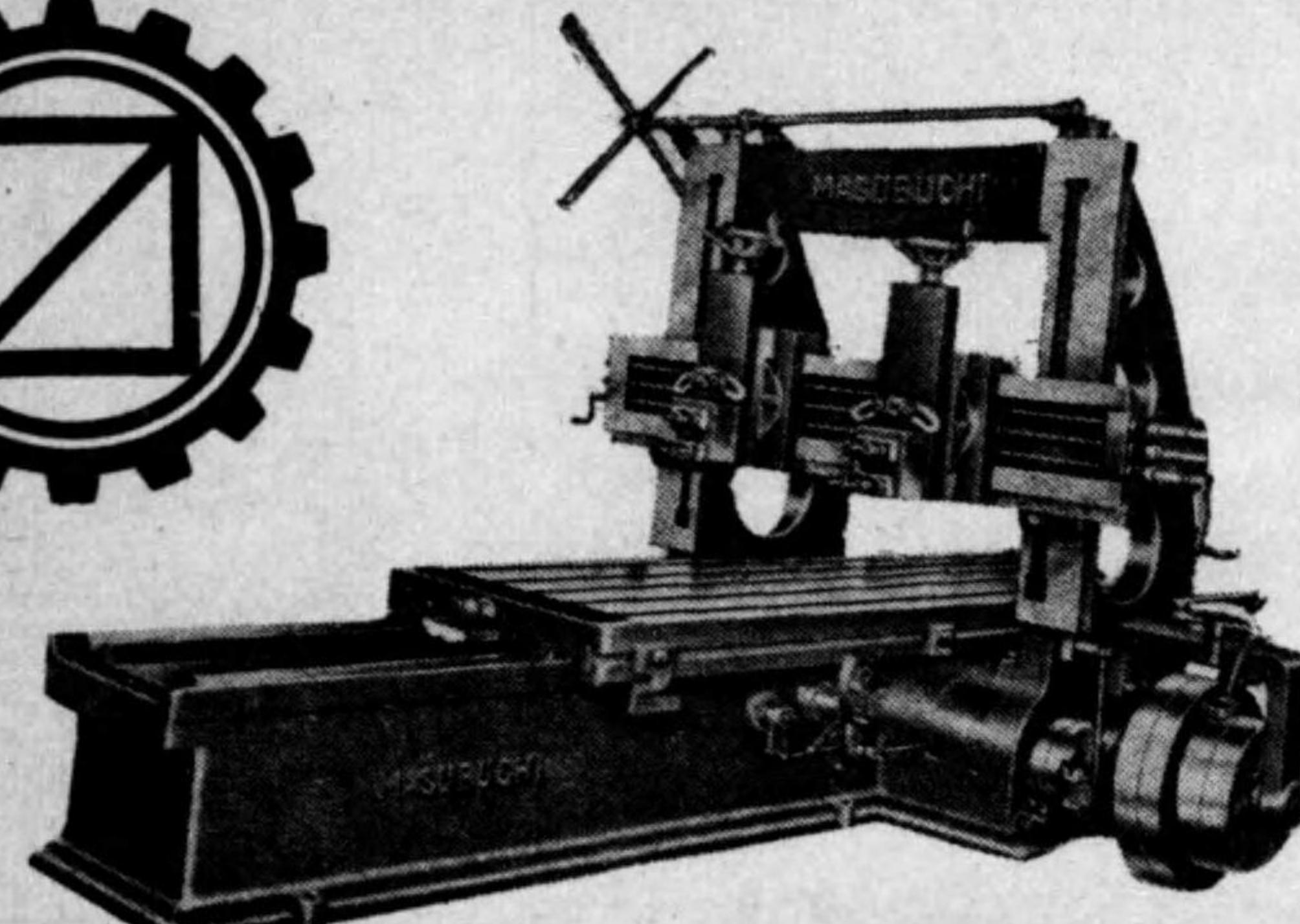
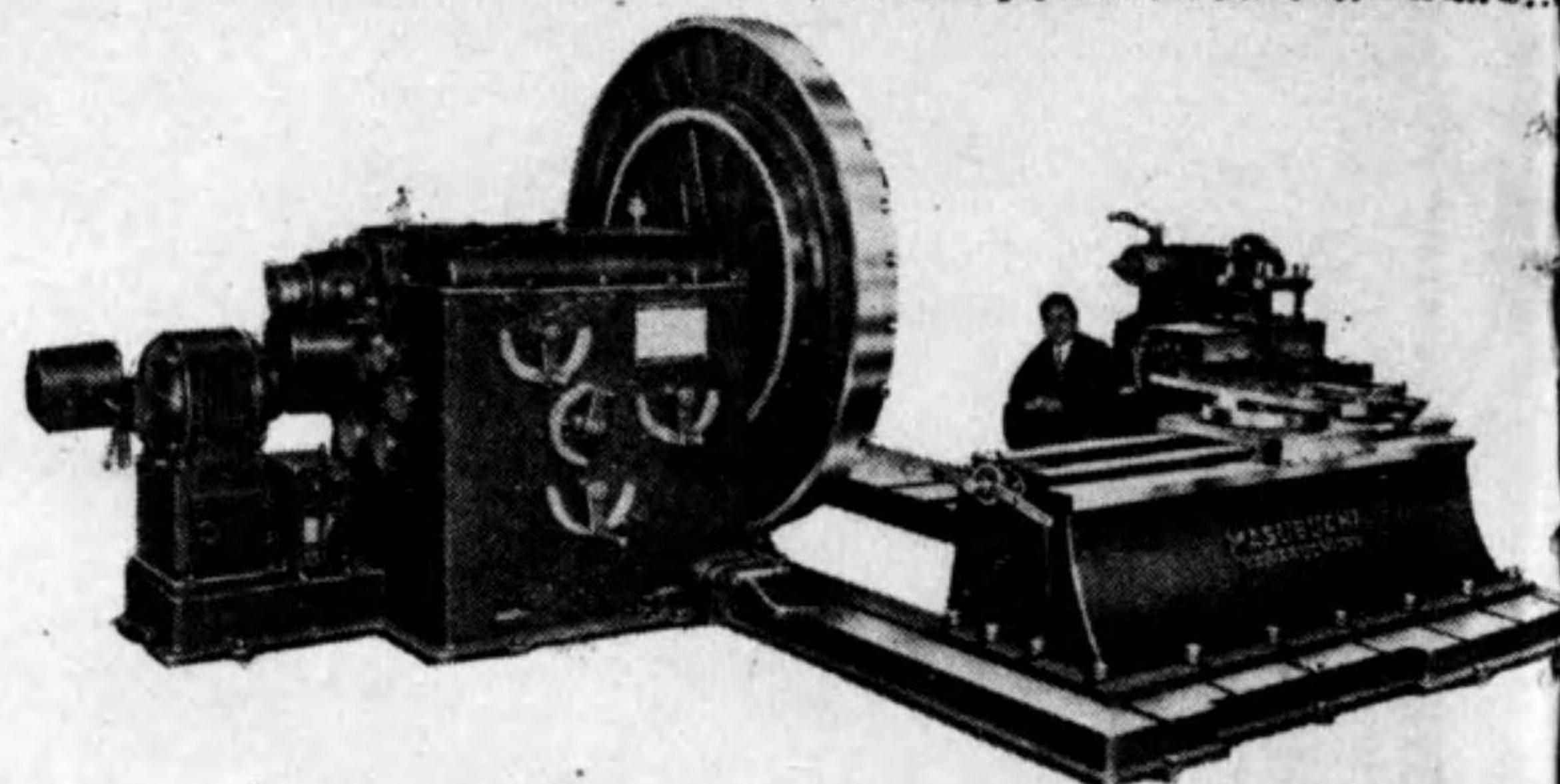
## 支店所在地

北廣富東福名神大日本  
海島山北岡古屋戸阪本浦支  
道支支支支支支支支  
店店店店店店店店店店

札廣富福名神大日本  
幌島山島岡市中市中市中  
市北三條西四丁  
目町通町町町町町目目

電話丸ノ内(23) 二二五  
二二五一(代表番號)

# 各種高級工作機械



株式會社 增渕鐵工所

川口市堺町一丁目四五番地 第二工場 川口市金山町二〇九番地  
電話 川口二一六八二番 電話 川口二一六八番

14.2  
八  
141

# 鐘淵紡績株式會社

營業部 神戸市林田區御崎町

本社 東京市向島區隅田町

# 日產火災海上保險株式會社

同 取専社取會取  
繩 繩 繩  
役 役 役 役長役

伊小神伊鮎  
藤平谷吹川  
文浪千義  
吉平別震介  
同 同 同 取  
繩 役 田 中 榮 八 郎

宇山二田  
原田神村  
義敬駿啓三  
豊亮吉三郎

本社

東京市麹町區丸ノ内二丁目一八番地

監査役 下河邊建二  
島本徳三郎

自動車保険は日  
本で一番信用あ  
る日產火災海上  
保険が安全だ！

所業營方地  
新福大 北海道  
京岡阪 京下ノ關都神仙臺橫濱  
大連各其京城戶名古屋  
地他台北

IT5Q22



終